

平成26年9月清須市議会定例会会議録

平成26年9月4日、平成26年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	大塚祥之	2番	小崎進一
3番	飛永勝次	4番	野々部 享
5番	岡山克彦	6番	小崎 豊
7番	渡辺秀人	8番	林 真子
9番	住田元紀	10番	常川則雄
11番	加藤光則	12番	高橋哲生
13番	石田敏治	14番	八木勝之
15番	村瀬勝哉	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野 茂
19番	白井 章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	加藤 静 治
副 市 長	永 田 純 夫
教 育 長	齊 藤 孝 法
企 画 部 長	葛 谷 賢 二
総 務 部 長	柴 田 定 男

市民環境部長	鷺見雅一
健康福祉部長	濱島治久
建設部長	川松來夫
会計管理者	松尾純夫
教育部長	櫻井広根
監査委員事務局長	水谷豊
総務部次長兼防災行政課長	大橋徳昭
市民環境部次長兼産業課長	寺井秀樹
健康福祉部次長兼子育て支援課長	林耕司
建設部次長兼上下水道課長	宮崎稔
人事秘書課長	加藤秀樹
企画政策課長	河口直彦
財政課長	平子幸夫
税務課長	間下伸一
収納課長	石塚美博
市民課長	星野薫雄
保険年金課長	石川定夫
生活環境課長	猪子公威
西枇杷島支所所長	岡島茂樹
清洲支所所長	後藤章夫
春日支所所長	服部森男
社会福祉課長	福田晃三
高齢福祉課長	河村義幸
健康推進課長	田中直子
土木課長	伊藤良雄
都市計画課長	石田隆
地域開発課長	加藤三章
新清洲駅周辺まちづくり課長	永渕貴徳
会計課長	小崎秋朗

学 校 教 育 課 長	浅 田 克 幸
生 涯 学 習 課 長	栗 本 和 宜
ス ポ ー ツ 課 長	前 田 剛 史
学校給食センター管理事務所長	加 藤 嘉 一

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	木 村 克 範
議会事務局議事調査課長	岩 花 竜 章
議 事 調 査 課 長 補 佐	葛 山 悟
議 事 調 査 課 総 務 係 長	鈴 木 徳 雅

6. 会議事件は次のとおりである

日程第 1 一般質問

( 傍聴者 18人 )

( 時に午前 9時30分 開議 )

議長 (伊藤 嘉起君)

皆さん、おはようございます。

平成26年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は22名であります。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で10人の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

初めに、白井議員の質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員 (白井 章君) 登壇 >

19番議員 (白井 章君)

皆さん、おはようございます。

議席19番、白井 章です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第2次行政改革大綱・集中改革プランの推進状況について質問いたします。

本市の行政改革は、現在、平成24年3月策定の「第2次行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき進められています。平成19年度から平成23年度までの5年間進められました第1次行政改革を継続するもので、期間は平成24年度から平成26年度までの3か年と定められています。

「行政改革大綱」には、行政改革の指針並びに改革に向けた重点項目が、「集中改革プラン」には重点項目実現のための具体的施策が示されています。また、総合計画を着実に実行するために必要な制度、施策、組織等の改革を行うものとして位置づけられています。

改革に向けた重点項目は5項目、行政体制の再構築を始め、事務事業、公共施設、財政システムの各再構築と協働の推進であります。その実現のための具体的施策としては、合計46項目が設定されております。

経済情勢は少し上向きつつあるものの依然厳しい状況の中、少子化、高齢化の進展や人口減な

どの社会経済環境への対応、多様化する市民ニーズへの対応など、今後、より複雑な行政需要に対するきめ細かな市政運営が求められます。

本市の将来像の実現に向けたまちづくりを着実に進めていくにも、時代の変化や市民ニーズに即した質の高いサービスが提供できるための体制づくりが重要です。そのための行政改革であり、各目標の実現とともに全庁挙げて組織的に意識改革、業務の効率化や無駄の排除、そして、ミスの防止等につなげていかなければならないと考えます。

既に、本プラン推進後2年が経過して、3か年計画の最終年度に入っております。これまでの推進の経過、実績など以下の点について伺います。

(1) として全体的な推進状況について。

①第2次行政改革大綱・集中改革プランの推進状況、②重点項目に対する実績・成果などについて伺います。

(2) として具体的な施策の取り組みについてであります。

①具体的な施策の実施状況、②行政評価を活用した進捗管理の状況、③今後の課題等であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

初めに、(1)の①の質問に対し、河口企画政策課長、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

企画政策課長の河口です。よろしくお願いいたします。

第2次行政改革大綱・集中改革プランの推進状況についてお答えいたします。

「清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン」は、平成19年度から平成23年度までの5年度間を計画期間とした第1次行政改革大綱・集中改革プランの期間終了を受けて、引き続き、重点的に行政改革に取り組むため、平成24年3月に策定したものであります。

策定に当たっての基本的な考え方としましては、第1次行政改革大綱で重視する4つの視点を踏襲しつつ、市を取り巻く状況の変化に対応した見直しを図ったものであります。

特に、持続可能な行政運営に向けては、合併特例支援の終焉を意識し、「あれもこれも」から「あれかこれか」への転換を図り、選択と集中による行政運営を推進することとしております。

この「第2次行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき、大綱の基本目標である「市民の視点に立った行財政システムと市民サービスの再構築」に向け、職員一人ひとりが常に行政改革の意

識を持ちながら、全庁的な体制で行政改革に取り組んでいるところであります。

このうち「集中改革プラン」につきましては、今年度が最終年度となるところであり、既に46項目の具体的施策の全てに着手し、工程に沿った取り組みを着実に進めているところであります。3年度間の計画期間を通して、大綱に掲げた重点項目の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今、第1次行革大綱集中改革プランからその経過、あるいは策定の基本的な考え方、それから第2次の目標や、現在、具体的施策46項目に取り組んでいるというような答弁をいただきまして、丁寧に答えていただいたんですけど、ただ、私の質問の答えにはなっていないと思います。

私は質問で集中改革プランに基づき推進されていることは十分理解しております。しかし、質問の中でも申し上げましたけど、3年計画の2年が過ぎまして3年目に入っております。現時点での推進状況、どのぐらい進んでいるのか。計画どおり進んでいるのか、あるいは目標に対してどうなのか、取り組み一つ一つを細かいことをお聞きするわけじゃなくて、総括的に集中改革第2次のプランというのはどうなのかということをお聞きします。

この本プラン、大変重要な計画と位置づけられております。総合計画とも連動しておるということと、そういう意味で年度年度のチェックが必要だと思いますし、また、この計画の中にもそのことが明記されております。計画に基づく進捗管理と改革の推進のところでは、各施策や事業が適切に実施されていることを年度ごとに確認しというようなことになっておりますので、それがやはり重要な計画、そしてみずからもそういう確認をするということを決められている中で、年度ごとにどのような経過になっているかということは把握すべきだと思いますが、その状況について再度お聞きいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

現在の段階での推進状況につきましては、第2次行政改革大綱、集中改革プランには計画全体の進捗状況を図る指数、目標等は設定しておりません。しかし、集中改革プランに掲げる具体的

施策の46項目につきましては、既に全項目について取り組み、着手しております。このうち8割強に当たります39項目につきましては、完了もしくは継続して実施というふうになっている状況であります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

わかりました。

あとの質問にも関連しますが、この計画の進捗状況については、定期的な点検、見直しを行うと。これはPDCAサイクルをきちっと回して、その計画に対してそれが実施したのかどうか。そして、その確認をしてアクションを起こしていくというようなPDCAのサイクルがありますけど、それをしっかりと回していくということに計画の中でもなっております。

この計画は総合計画の個別計画として策定が義務づけられていると思います。しかし、今、お聞きすると、ちょっと项目的な進捗状況を把握されていますけども、目標に対してどうかとか、計画に対してどうなのかというのは、いま一度、ちょっとわからないところがありますので、計画をつくることは重視されていますけど、その結果とか経過について確認するということは重視されているかなというちょっと疑問があるんですけども、この総合計画の個別計画については、いろいろな部門の計画があると思います。

昨日も26年度中に策定計画になっている子ども子育て支援事業計画とか、あるいは今年度つくらなければいけない障害者の福祉計画であるとか、あるいは健康日本21清須の計画であるとか、そういう計画にも関係しますが、こういう計画を立てるときに計画策定に委員会等を開催して、第三者の意見とか、そういうことを取り入れて検討されてますが、この集中改革プランについては、策定については庁舎内だけ、職員の皆さんだけで策定されたのどうか、第三者の方も入れて検討されたのどうか、その辺はいかがでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

こちらの作成につきましては、基本的には庁舎内のほうで作成のほうはしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

計画案ができ上がってから第三者、これは行政改革推進委員会のほうには出されると関係すると思うんですけども、これから取り組む内容を検討する場合にも第三者の意見とか、そういうことが必要かと思えますし、また経過なり結果なり報告することも必要かと思えますが、その点はどうでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

集中改革プランの項目における進捗について、各年度の実施状況については、年度ごとの行革推進委員会のほうにこのように実施していきたいというふうなお諮りはしております。ただ、議員おっしゃるように、その内容について委員の方々からどのような方向性で行くべきかというところのお諮りはしていないというのが現状であります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

だから、そういう計画の取り組みの内容、あるいは目標の決め方、そういうことも含めて、そういう段階で入れて意見を聞く必要があるんじゃないかと思えますけど、その点いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

議員おっしゃるとおり、行革推進委員会という委員会もございますので、そのところは今後の課題といたしまして、また研究のほうは進めていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）



現在の取り組み、第2次が平成26年度まで、今年度までですよね。ですから、継続してこれは取り組んでいかなければいけない。大綱が28年度までですから、計画はあと2年、その大綱の期間ありますから、本年度中に27年度以降の計画づくり、あるいは取り組み内容の検討、これが必要ですが、ここら辺の予定はどのようなになっていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

今現段階で、議員おっしゃるように、2年度間の集中改革プランについてどのような方向性で行くのかということにつきましては、ただいま課内のほうで調整のほうをしておる最中でありま

す。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ぜひ、先ほど言われましたように、第三者の意見等も取り組み内容の検討をされるときに入れられて、一度御検討いただきたいと思います。

それから、立てた計画に対する進捗管理ですね、しっかりと実施していただきたい。そのこと重要でありますので、申し上げます。

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、河口企画政策課長、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

②の重点項目に対する実績・成果などについて答弁させていただきます。

重点項目ごとのこれまでの主な取り組み実績といたしましては、行政体制の再構築では、職員定数の削減や人事評価システムの実施など、事務事業の再構築では、金銭給付的事業の見直しなど、公共施設の再構築では、「清須市公共施設のあり方基本方針」に基づく施設の統廃合など、財政システムの再構築では、有料広告の掲載や遊休資産の売却など、そして協働の推進では、アダプト制度の推進などに取り組んできたところであります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

私の、皆さんのところへ配付させていただきました資料の2枚目に重点項目右側に書かれております。それから、1枚目は具体的な施策46項目の一部を載せておりますので、参考に見ていただきたいと思うんですが、この5つの重点項目に対する主な取り組み内容を聞かせていただきましたけれども、取り組みの最終年度まで終わっていませんけど、今の段階での結果の実績とか成果についてはとられたことはありますでしょうか。項目ごとにどのような状況になっているかつかまれていますかどうかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

先ほどの5つの重点項目のうちですけれども、行政体制の再構築、公共施設の再構築、そして協働の推進のこの3項目につきましては、既に全ての取り組み項目について完了、もしくは継続して実施ということになっております。

また、事務事業の再構築につきましては約6割、そして財政システムの再構築につきましては約8割の取り組み項目につきまして完了、もしくは継続して実施ということになっております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

完了と継続ということで、6割、8割ということをおっしゃいましたが、完了と継続についてちょっと御説明いただきたいということと、この重点項目は、第1次行政改革大綱に基づく集中改革プランでは、5年間で前半の3年間で一応金額的な成果というのは報告されておりますけど、19億1千700万円、延長の2年で13億8千200万円という非常に大きな成果金額が報告をされております。それぞれの重点項目についてどれだけかということもはっきりと報告されておりますけど、これだけの大きな額でありますので、今、8割とか6割とか進捗状況を言われましてけれども、結果的に、金額的におおよそどのぐらい出ているのか、概算でそこら辺ですね、3年間終了してからでないといけないということではなくて、今も3分の2が過ぎています。おお

よそ済んだところでどのぐらい出ているのか、そういうような積算といいますか、成果金額というのは把握されましたでしょうか。

先ほどの1点とこの件についてお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

まず初めの、完了と継続して実施の違いでございますけれども、完了というふうに区分させていただきましたのは、例えば、1 補助金の見直しにつきまして、見直しをかけたということになりますと、その補助金については見直しをかけてもう既に完了しましたという意味で完了というふうに位置づけられております。そして、継続して実施といいますのは、例えて言いますと、項目の中に有料広告の掲載というのがございますけれども、こちらにつきましては推進しますよというふうにごうたっております、推進をし、増加傾向にはあるものの、引き続いて推進を進めていっておる最中だということで、まだ継続的にやっておりますよというような区分分けをさせていただきます。

そして、2つ目の効果額につきましては、議員おっしゃるとおり、3年間終わった後に決算額ベースにおいて最終的な集計をというふうに考えておりますので、今ここでどの程度の効果額が出ておるのかということにつきましては、正直申し上げて、ちゃんとした数字は把握しておりません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

途中でも非常に重要な計画ですから、その成果がどれだけ上がっているかというのは、少なくとも年度ごとにそういうものをやっぱり調べておく必要があると私は思います。

その中で、事務事業の再構築の中で金銭的事業の見直しというのがありますよね。これは実際に見直しを、要するに、給付の必要性の水準や提供方法などの定期的な見直しを行い、その結果、事業の再構築を進めるということになっておりますよね。これは結果から実際に改める、変更する、もしくは改定するという次に次のステップとしてはなるかと思うんですよね。それは予定の時期、めどとしてはどういうふうなお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

金銭給付的事業の見直しにつきましては、今回の集中改革プランの初年度であります24年度から重点的に見直しに向けた検討作業を進めております。対象事業の中には24年度に見直しを決定し、25年度予算より既に見直しをかけて実施しておるものもございます。また、25年度に見直しを決定して、26年度予算より反映しておるものもございます。現在ですけれども、見直しの検討中の事業につきましても当然でございますので、見直しの時期ということになりますと、市民の周知、期間も十分に考慮した上で、適切な時期に見直しを実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それでは、次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員の大きく2点目、施策の取り組みについての①施策の実施状況について、当局答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

具体的な施策の実施状況についてお答えいたします。

集中改革プランで取り組むべき項目46項目につきましては、現在、全て取り組んでいるところでございます。

平成25年度末までの進捗状況につきましては、46項目のうち8割強となります39項目が「完了」もしくは「継続して実施」となっております。残りの約2割の7項目につきましては、現在見直しを検討している最中であります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

わかりました。46のうち85%に当たる39項目が完了、継続、それから7項目の15%で

すね、見直しを検討中ということですが、具体的な施策の中の2点について、ちょっと詳しく状況を伺いたいと思います。

それは行政体制の再構築の中に超過勤務手当の抑制という項目があります。そのことと事務事業の再構築、13項目目になるんですかね。補助金、交付金等の適正化の取り組み、超過勤務手当の抑制と補助金、交付金等の適正化の取り組みについて、まず、超過勤務手当の抑制について伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤人事秘書課長。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

人事秘書課長、加藤でございます。

超過勤務手当の抑制の状況でございます。

人事秘書課では、平成22年度から、毎年、業務量調査を全課を対象に行っております。これは各課等における職員の配置や業務量、時間外勤務等の状況を御提出いただきまして、ヒアリングのほうを行っております。

時間外勤務につきましては、時間外に勤務をせざるを得ない状態のときに勤務を行わせるように各課長等へ依頼をし、極力削減するよう、事務改善を含めてお願いをしております。

そのほかにも新年度予算編成時にヒアリングを行うとか、特に今年度につきましては、4月から6月までの月平均時間外勤務時間数が一定時間を超えた職員を拾い上げまして、その分析と対応策について協議をさせていただき、時間外勤務計画書というようなものをつくりまして、所属長に提出をして、計画的な業務を行うように所属長管理のもとに行うように指導のほうをさせていただきました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

現在の状況の実態把握は当然されていると思います。先ほども4月から6月ですか、一定時間超えた人に対する取組みもやっているというようなことですが、月平均残業時間は大体1人当たりどのくらいでしょうか。それから、残業の手当というか平均的に、あるいは月の最高残業時間

はどのくらいでしょうか。そこら辺はどうなっていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

まず、月平均につきましては、平成22年度から25年度までの実績をそれぞれ述べさせていただきますことよろしいでしょうか。

22年度が月9.6時間、23年度が月8.2時間、24年度が月8.3時間、25年度が月8.8時間という職員数で割り返しまして出しております。ただ、これにつきましては保育士、また選挙事務、防災の部分は除いております。管理職からの勤務命令によるものの集計でございます。

あと、最高の時間数という件ですが、済みません、資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶の中でいきますと、70時間ぐらいが突出してあった記憶でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それから、先ほど一定時間外超えた方、4月から6月ですね、平成26年の本年、一定の時間というのは何時間を一定の時間と言われたんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

これにつきましては全職員、資料を寄せまして、全て統計をとりまして、私どもはまず35時間で一度切りました。ここでの職員を拾い上げまして、それぞれの所属長さんとヒアリングをさせていただいてということでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

35時間を超えた方、どのぐらいみえるんですか、全体の中の。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

実際は10名には満たなかったんですけども、ヒアリングの対象とさせていただいたのは5名でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

繁忙期とか大変忙しいときとか、やむを得ない理由で皆さん残業はされるかと思うんですけども、できる限り時間内で業務が済むように、事務の処理の改善とか、あるいは効率化を図るといようなことで今、取り組んでいるというようなことですが、この抑制の状況ですね、これはどうなんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

先ほどもちょっと御紹介させていただきましたが、業務量調査を22年度からやりました。そのときに先ほど月の平均のほうも申し上げさせていただいたんですけども、そこで23年度は大きく下がりました。それで、その数字がほぼ継続的に横ばいの状態になってきておりましたので、今年度、特に集中的に、ただいま申し上げたようなことを行ったということで、さらに抑制を進めるということを検討しております。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

抑制は結構だと思います。抑制の名目でサービス残業があってはならないと思いますが、残業を行う場合、手続とか許可、これは個人個人の判断で行うのか、それとも所属課長の判断なのか、こちら辺の本当に必要かどうかという判断はどのようにされているんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

私どものほうでは、もちろん所属長の勤務命令によって時間外勤務を行うという形でございます。

す。

19番議員（白井 章君）

わかりました。次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、河口企画政策課長、答弁。

19番議員（白井 章君）

済みません、補助金と交付金のあれをまだお聞きしてないので、その件だけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

補助金、交付金等の適正化についてですけれども、補助金につきましては、平成26年度の予算書のベースの一般会計の総数で、19節になりますけれども、負担金、補助及び交付金の数で229事業ございます。この中には各種団体への負担金ですとか交付金がございますので、これを除く補助金となりますと、予算書上の数字では90事業となります。この90事業を対象に原則個人を対象とした市単独の補助、給付金等の事業を対象とした40事業を抽出しております。そして、この40事業に、これらに類する扶助費ですとか報償費等の14事業を加えて15事業といたしまして、金銭給付的事业として24年度から検証を行いました。

その結果といたしまして、平成24年度、25年度の2か年で、先ほどの54事業のうち37事業についての方向性は既に決まっております。残りの17事業につきましては、今年度においてただいま検討中でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

見直しを37の事業は方向性が決定ということになりましたけれども、集中改革プランの取り組みの内容の欄には、廃止・縮減を行いますとなっております。方向性を決定してから廃止するのか、縮減を行うまでどのぐらいかかるのでしょうか。これからそういう方向が決定以降、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、お聞きします。



議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

先ほどの答弁にもありましたけれども、こちら24年度から実施しておりますので、24年度に実施したものは25年度予算からというふうな具合になっております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

その残っているのはもうないということで理解してよろしいんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

ないと言われると、残りの17事業につきましては実は今年度やっておりますので、そちらのほうで方向性を固めていきたいというふうに思っておる数でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

この判断というのは、庁舎内の担当の部門でその判断をされているかと思いますが、この補助金とか交付金の見直しを行う場合、客観性とか公平性の確保というのは必要だと思うんです。そういうような状況を判断するにはやっぱりある程度見直しの基準というか、どこまでがどうかというのは決めて行う必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうような基準というのは決められているのでしょうか。

それが1つと、それから先ほども言いましたように、第三者の意見というものの審査も必要ではないかと思いますが、その辺はどういうように考えているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

見直しの過程につきましては、現課のほうで方向性、事務担当としてどのような方向性がいいのかということ聞き取った上で、今度、企画政策課のほうで取りまとめ、市長を含めた全庁的の中で判断をさせていただいております。

基準といいますのは、やはり他団体比較が中心で、他団体の数値に比してうちが著しく高いのか、また低いのかというところを判断材料としてやらせていただいております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

そういう基準というのは内部できちっと明確になっているんですか。人がかわってもきっちり判断できるような仕組みになっていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

他団体比較でございますので、その都度都度という用語弊がありますけれども、その調査段階において他団体、類団ですとか近隣団体の数値をもって、その平均値などを参考といたしております。

以上です。

19番議員（白井 章君）

わかりました。次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の行政評価を活用した進捗管理の状況について、河口企画政策課長、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

②番について答弁のほうをさせていただきます。

行政評価を活用した進捗管理には、市民満足度調査と施策・事業評価の二本立てで実施しております。集中改革プランの進捗状況には、これらの行政評価の結果を活用しているところであります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

例えば、超過勤務手当とか補助金の交付の適正化の行政評価というのは、具体的にどのように活用されたんでしょうか。行政評価の結果ですね、平成24年度分の施策事業の進捗管理の中にはそういう項目はありませんけれども、行政評価との関連はどのようにされているんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

行政評価につきましては、先ほど言いました市民満足度調査と施策事業評価の二本立てで行っております。そのうち施策事業評価で申し上げますと、施策事業評価シートというので調査のほうはさせていただいておりますけれども、このシートの中の評価の基準といたしまして、必要性、有効性、効率性、今後の方向性ということを定めております。特に有効性につきましては、指標、目標等を設定し、その指標、目標等が適切であったのか、また設定した目標に対して実績はどうだったのかという点を評価することとしておりますので、それらの評価を参考にしつつ行っているところであります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

③今後の課題等について、当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

③について答弁のほうをさせていただきたいと思います。

今後の課題といたしましては、集中改革プランが今年度末に終期を迎えることから、次年度以降の対応を検討していく必要がございます。

行政改革大綱に掲げる「重視する視点」や「重点項目」に照らしながら、現時点で必要とされる具体的施策を再度整理してまいりたいと考えております。その上で、行政改革大綱終期までの2年間で取り組みを進め、行政改革大綱に掲げる行財政システムと市民サービスの再構築を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

行政改革の取り組みについて、これは永続的に取り組んでいく必要があると思います。行政というのは市民の皆さんから税金をいただいてサービスを提供していくわけですが、だから、そこに無駄とか不公平があってはならないし、常に効率化、適正化、あるいはサービスの質的向上を図っていかねばならないと思います。こういうことを全庁、組織的に取り組むことですね、そして具体的な成果を上げるとともに、行革によって一人ひとりの意識の改革や、それから日常業務の効率化、無駄の排除、業務ミスの防止につなげていかねばいけないと思います。

特に業務上のミスの問題ですが、緊張感を持って細心の注意を払っていても絶対にミスがないということは言い切れないと思うんですね。日常業務において、例えば情報の管理であるとか日程管理、資料内容の誤り、あるいは連絡手続の間違い等々、結果として小さいものから大きなものまで、それから庁舎内だけで済むものもあれば、市民の方、あるいは関係機関に迷惑・影響を及ぼすものもあるかと思うんですね。私自体、問題が発生することはこれは問題ですけども、それ以上にミスが繰り返されないような、二度と発生しないような再発防止が確実にできていること、ここができてないことが問題があるというふうに思います。ですから、問題が発生したらその対処の仕方で再び発生する可能性もありますので、気をつけるだけでは再発防止にはならないと思います。それをいかに制度的に業務のチェックを行うか、その辺をしっかりとやっていかねばいけないと思います。ですから、業務におけるミス再発防止とそれから情報の共有化ですね、1つの部門でいろいろな問題が出たら、それがほかの部分もそういうことで再発しないように情報の共有化を行っていくということも必要ではないかと思います。

このこと、再発防止の徹底、それから情報の共有化についての見解と、最後に市長にお伺いしますけども、ちょっと時間がなくて申しわけないんですけども、行革の推進のお考えについては平成24年12月にお聞きしておりますので、今回の質疑等を含めて、今後の行革の取り組みに対してどのように取り組んでいかれるのか御所見を伺いたいと思います。先ほどの2つと市長の御答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

葛谷企画部長。

企画部長（葛谷 賢二君）

再発防止、情報の共有化ということでは、現在、毎週に1回、部長会を開催しております。部

長会の中であらゆる事象、事について情報を共有して、今後の対応について、それぞれの部長が所管部における統制をとって再発防止に努めていきたいと、このようなこともやっておりますので、今後、再発防止に向けて十分注意して行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤市長。

市長（加藤 静治君）

特に今、白井議員から御指摘がございましたコンプライアンスの問題、これは繰り返し繰り返しそういった研修・指導等をやっておるわけですが、なかなか改善されておらんというのが現状でございます。大変いろんな面で御迷惑を市民の皆さんにかけておると思います。

こういうことは特に職員がとにかくみずから自分の仕事に責任を持つ、これは当然の話ですけど、それで、自分の仕事をやったことが市民の皆さん、あるいは各種団体にどのような影響を与えるかと、ミスをした場合、そういうことを絶えずとにかく考えて仕事をやるということが第1です。

それからまた、私が部長会でも常に言っておりますのは、人事管理はあくまでも部長、課長であると。人事課でないと。ですから、絶えず言っておりますのは、連絡、報告、相談、これをするとともに、課内の連携をとると。それで今、副市長のほうからも指示しておるわけですが、決裁についても、本当に幾つもの決裁を経て私のところへ上がってくるわけですけど、本当にみんなはチェックをしておるかということが疑問になってきておるということで、決裁の規定のあり方、これも一遍見直すようにということで、今、全体で検討しておるということでございます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 12番議員（高橋 哲生君）登壇 >

12番議員（高橋 哲生君）

12番、高橋哲生。議長のお許しを得ましたので、私からは大きく2つにわたって質問させて

いただきます。

まず、1問目ですが、放課後子ども教室についてであります。

現在、西枇杷島小、新川小、清洲小、春日小の4校区では放課後子ども教室が導入されていますが、それ以外の古城小、星の宮小、桃栄小、清洲東小の4校区ははまだ導入されておられません。この事業は保護者の就労は問わず1から3年生の全ての児童を対象とし、小学校の余裕教室等を利用し放課後の子供の安全な居場所を提供すると同時に、地域の方々の参画を得て学習やさまざまな体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供するという取り組みです。使い勝手、内容ともに充実しているため登録者数も大変多く、絶大なる好評を得ているのが現状であります。

当然ながら、市内全ての子どもに対し共通のサービスを、よいものであるなら、なおさら同時に提供していかなければなりません。したがって、導入されていない校区の保護者からは早期の導入の声が強く上がっているのが現状であります。

この未実施校区に対する導入は同僚議員からも過去数回にわたり指摘されているところであります。例えば、平成24年9月の同僚議員の一般質問では、「必要性について強く認識しているが、現状では適切な余裕教室がない。各学校の現状等、学校とも調整しながら可能なスペースを見つけてまいりたい」旨の答弁をされております。そこから既に2年経過しております。2年という長い時間の中で「スペース確保」について多角的な検討、あるいは各学校とも綿密な調整がなされていることと存じます。今、まさに決断する段階であると存じますが、そこで質問いたします。

これまでの入念な検討結果を踏まえ、未実施校区に対し、いつどのようにこの事業を導入するのかお答えください。

2番目の質問は、幼稚園・保育園の適正配置についてであります。

清須市では、多くの場面、例えば、加藤市長の選挙公約などで幼稚園・保育園の適正配置という言葉を使用しておりますが、その適正配置という言葉はどのような意味で用いているのかお尋ねいたします。

2番目としまして、平成26年4月1日現在、幼稚園・保育園の対象児童数は4千69人です。それに対する施設の数・規模はどんな観点によって適正に配置していくお考えですか、お尋ねいたします。

以上、大きく2点にわたって、1問1答で質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお尋ねいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

初めに、1点目、放課後子ども教室について、当局、答弁。

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

1点目の放課後子ども教室についてお答えします。

放課後子ども教室の未実施校区の空き教室状況については、現状空き教室がない状況でございます。今後も空き教室が生じる状況が見込めませんが、学校教育施設の用途を妨げない範囲で一時的な使用ができないか検討してまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

私が学校に関して聞き取り調査をしたところでは、古城小学校では、教室ではないんだけど、スペースが確保できるというようなお話も聞いております。また、それぞれの他の3校ですね、今、確保が難しいということも言われたんですけど、調査され検討された結果についてをちょっとお聞かせください。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

まず、学校の施設の中で当初計画しておる教室と現況使っている教室というのは、時代とともに変わっている状況がございます。例えば、コンピュータ教室は、従前にはなかったものをコンピュータ教室に活用しているだとか、高学年・低学年に分けて図書室を活用しているだとか、また、教室はあいておるような状況なんですけども、学習室等に利用して取り出し、少人数で一部の子供さんの取り出しの授業に使ったりだとかいうことで、現況としては本当の空き教室というものがございません。

それと、学校の校舎の利用の方法なんですけども、校舎が多層になっておりますので、1階から4階まで、または3階までということになっておりますので、学校に一番なじみが薄い1年生を1階の教室を利用していきたいと。それと、特別支援に関する子供さんの教室を災害等の関係

も考慮して1階に持っていきたいということで、今、利用してございますので、今、ほかで放課後子ども教室を利用しているところは、新川・西枇小学校については1階ということで、子供たちの動線が重複しないようなふうでやっておりますので、そういう点からいって、例えば、2階、3階に学習室が1教室どうしても放課後子ども教室に使いたいということで要望があって、入れかえだとかそういうことができないかなということは学校現場ともやっておりますけども、管理面上、問題があるだとか、2階、3階に上がるとどうしても子供たちは慌てて、保護者の方が迎えにくると階段で足を滑らせるだとかいうことも現実としてはほかの教室のほうでも起こっておると。

それと、将来的、そう長いスパンではございませんけども、義務教育の教職員の定数改善、35人学級になった場合、今、学習室で使っておりますけども、そういうシミュレーションをしていますと、2教室ぐらい普通教室に転用しなければいけないというところもございますし、8小学校のうち特別支援教室で利用している教室も1教室から3教室までさまざまございますので、そういうところも見ますと、そういう利用状況を考えますと、学習室であいているから直ちにとすることはできないということで、先ほどもちょっと答弁で申しましたけども、空き教室が生じる状況が見込めませんが、本当に学校教育として用途を妨げない範囲、一時的でもいいんです。今も一時的に体育館を借りるだとか、グラウンドを利用するだとかいうことも含めて、もう少し深く切り込んだ検討をしていかなければいけない、そんなように考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

古城小学校の件をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

古城小学校の場合、教室は2階に学習室というところで使ってはございます。それが例えば空き教室じゃないかというようなことで放課後子ども教室に、2階でなくてもいいんですけども、じゃあ、1階に回せるかというのと、1年生と特別支援の教室で1階は利用しておりますので、それと先ほど言いましたように、35人学級のシミュレーションなんかをしますと。

議長（伊藤 嘉起君）



高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

体育館の件を聞いておるんだけど。体育館、そういうふうには調査して聞いたんで、今、お尋ねしておるんですよ。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員に申し上げます。

体育館の件についてで質問、わかりますか。

12番議員（高橋 哲生君）

体育館の横にそういうスペースがあるということを聞いているんです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

現在の放課後子ども教室においても、清洲小学校は体育館を改築するとき、建てかえるときには、将来を見込んで子ども教室のスペースをつくって一部利用しております。

春日地区においては、体育館の会議室を転用して、そこを利用していると。

古城小学校は、そういうスペースがないかという御質問だと思います。今、着がえだとかそういうところで児童が使っておりますけども、そういうスペースが転用可能かどうかという、それは今、検討しているところがございますけども、学校等も要調整というふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

久しく8校のうち4校しかやってないということで、不公平感というか不平等感が出ているわけです。私、質問の中で2年もの間、何をやってたんだというようなことでお聞きしているんですけど、これは早急に、今、そういうスペースもあるということも聞いておりますので、できるところからでも結構なので考えていただきたい。

また、小学校区で学校じゃなくてもいいんですよ。小学校の近くには児童館等もある、そういった校区もあると思いますので、そちらのほうとのまた連携というか、そちらのほうも使用しながらやっていくという方向で、方法もいろいろ工夫していただいて、早急に未実施の4校やっ

ていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

議員の質問の中にもありますように、小学校の余裕教室、または子供の安全な居場所づくりということが一番の目的でございますので、居場所を提供すればいいかということではございませんので、安全ということでございますので、そこら辺も含めて。

それと今、御提案されました児童館、児童クラブだけじゃなくて自由に使えるということもございますので、連携しながら検討してまいりたいと思います。

12番議員（高橋 哲生君）

じゃあ、次、行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員の2点目の①に対し、林健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

子育て支援課長の林でございます。

①の適正配置という言葉はどういう意味で用いられているのかについてお答えいたします。

幼稚園・保育園の適正配置につきましては、基本的には将来の幼児教育・保育ニーズの動向を勘案しながら、幼稚園・保育園の統廃合も含めて検討していくものであると考えております。

本市においては、現在、保育所が13園、幼稚園2園あります。しかしながら、西枇杷島地区には幼稚園が偏在しており、1園は園庭面積などに課題があり、また春日地区は保育所が3園あり、そのうち1園は耐震化が不十分であるなど、課題がございました。

そうした課題に対応するため、次世代育成支援対策行動計画策定委員会、また現在は子ども・子育て審議会の委員の皆様から御意見をいただきながら、保育所・幼稚園の適正配置を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

続きまして、櫻井教育部長、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

ただいま子育て支援のほうで答弁した要旨と同じでございますが、幼稚園・保育園の適正配置につきましては、現在、保育所が13園、幼稚園が2園あり、将来の幼稚園、保育ニーズの動向を勘案しながら、子ども・子育て審議会委員の皆さんの御意見を聞きながら問題解決し、保育園・幼稚園の適正配置に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

今の答弁ですね、将来の幼児教育、保育ニーズを勘案しながら、子育て支援会議で検討していくということを言われたのはよくわかっておるんです。それは適正配置の仕方ですよ、考え方。

私がお尋ねしているのは、適正配置という言葉の意味を尋ねているんです。適正に配置した、適正な配置というのはどういうことなのか。適正に配置した状態というのはどんな状態なのか。誰のために適正に配置された様なのか、そういうことをお尋ねしておるんですが、答弁をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

再度申し上げさせていただきますが、適正配置というものにつきましては、基本的には幼児教育、保育ニーズ、これはあくまでも保護者のニーズでございます。そうした保護者のニーズに応えられるよう配置していくものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

保護者のニーズに合った形ということを言われたんですけど、適正な配置、適正、これは適正というのはすごい言葉だと思うんですよ。適正というのは熟慮に熟慮を重ねて、誰の目にもあつぱれだと、ジャストと言われるような配置のことを言うと私は思いますよ。これは完璧な形です。理想を現実化したような形、そこに到達した形こそが適正配置だと私は思います。そういったものを目指していくのが適正な配置だと思っております。

本市は適正配置に向けて、幼児教育、保育ニーズを勘案して西枇杷島に新しい保育園を新設する。また、2園あった公立幼稚園を1園にして、春日の公立保育園を1つ閉園したところに私立の幼稚園、あるいは認定こども園を誘致するという今、方針を持っていると思いますけど、そこにとどまらず新川にも清洲にも幼稚園や認定こども園を配置していくような、全ての子供が身近な場所で幼稚園も保育園も選択可能な形、子育て・幼児教育がきめ細かく行き届くことが可能な配置、それが未来へ伸びゆく我が清須市における適正配置ではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

西枇杷島地区、新川地区、清洲地区、春日地区、いろんな条件がございます。そうした中で、現状、幼稚園、それぞれの地区に当然あるのが望ましいかと思えますが、幼稚園の認可の件とか、さまざまなものがやはりクリアしていかなければならないものがあるかと思えます。そうした中で今できること、当然、今ある保育所・幼稚園、ある資源を有効に利用しながら、活用しながら保護者の方のニーズに応じていくのが一番重要であるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

今できることと、現実的で、意見だと思いますけど、思いですね、思いというか目標というか、そういったものを高く掲げて、現実とか夢とまた違うんかもしれませんが、そういったものに向かっていくのが政治だと思うんですね。それを「難しい」「難しい」じゃなくて、実現していくのが政治家、加藤市長の力だと思うんです。そこら辺も含めて、最後に加藤市長に適正配置についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤市長。

市長（加藤 静治君）

私がいつも申し上げておりますけど、どうしても預けないかん人、やっぱりこういう人の子供

さんを居場所づくりとして保育園は必要であると。最近はいろんな説がありますが、私は、3歳まではどちらの親でもいいですから、やっぱり自分のそばで育てていくというのが私は理想だと思っておる。ですけど、なかなか今の世の中ではそういうわけにいかんです。したがって、どうしても働きに行かざるを得ない、そういう人のお子様をしっかりと守っていくといひますかね、そういう保育が今むしろ重要で、もっと求められるということで、幼稚園も大事です。しかし、全部というわけにいかんですけど、ですから、行政でやれないところは民間でやっていただくことはやっていただくということで、そういった官民協働で子育てをしていく、そういう時代になってきたんではないかと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

確かに、行政で全部が全部できないというのは重々承知していますので、民間の力を借りながら、そこを引き寄せるようなまたお力添えというか、努力をしていただくことをお願いいたしまして、次の質問の答弁をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、②の質問に対し、初めに林健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

②の御質問についてお答えいたします。

現在、子ども・子育て審議会において教育・保育のニーズ量を見込み、平成27年度から平成31年度までの5か年計画となる「子ども・子育て支援事業計画」を策定しているところであります。本計画においては、教育・保育ニーズなどに対して市としての確保方策をお示ししていくこととなります。今後は「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、高まる保育ニーズ、高度化する幼児教育のニーズなどに対応していくことになると考えております。

したがって、対象児童数に対する施設の数・規模、また適正配置については、現在ある保育所や幼稚園を有効に活用し、また統廃合する夢の森保育園の跡地の利活用も推進しながら、適切にニーズ量に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、櫻井教育部長、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井でございます。

2番目にお答えします。子ども・子育て審議会における「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育・保育ニーズに対応すべく、現在ある幼稚園・保育園施設を有効に活用し、適正配置を目指してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

現在あるものを利用して工夫していくという答弁だったと思いますけど、これですね、考え方としてちょっとお尋ねしたいんですけど、先日の子ども・子育て審議会で示されました今後の子ども・子育て事業計画の案を示されて、その中で幼児教育・保育の量、そしてまた確保差というんですか、そういったものも示されたんですけど、その中で本市としましては、教育・保育の提供区域として市内全域を設定するというふうに、そういう方針を持っていると思いますけど、そうすると、幼稚園・保育園の提供体制としては、今後は市内全域を1つの単位として考えていく。

裏返しますと、旧町のような地区、あるいは小学校区という単位では考えないということでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

ただいま議員御指摘の区域の設定につきましては、先日、子ども・子育て審議会におきまして市域全域で供給計画を考えていくということで御了承いただいているところでございます。この件につきましては、公共施設のあり方基本方針の中でも、体制といたしまして旧町の地域にとられない圏域設定という中で、保育園・幼稚園の整備を進めているところでございます。

また、先日開催いたしました審議会の委員の中で御意見がございましたが、ちょっと紹介させていただきますと、例えば市域全域で供給計画を考えていくということであったとしても、例えば近くの保育園に通えず遠くの保育園を御紹介した場合、特にこういったお子さんについては、0・1・2の乳児さんに特に多いわけですが、そうした対応をさせていただいた方につきまして

は、1年間、御無理言って遠くへ行っていただいた場合には、次の年、入所の受け付けをする前に保護者の御希望を聞いて、当然、地元の近くの保育園に戻してあげるとか、あと小学校に入る前、年長時になってくると、当然、地元の保育園のほうに戻ってきたいという保護者の御希望もございます。そうした保護者の御希望をお聞きしながら配慮していただきたいというような御意見もいただいております。そうしたところで、市域全体で考えていくといたしましても、できる限り保護者のニーズに応じていくように努めておりますということでお答えさせていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

全体で考えるんだけど、地区もやっぱり変えたい人には配慮していくと。非常に解釈が難しいんですけど、配慮していただけることはありがたいことだと思いますけど、その全体感で今、見ていくよということがはっきり示されたんですけど、ここで私は1つ矛盾しているのではないかなと思うんですが、従来、おっしゃっていたように、例えば、第2幼稚園を保育園化するに当たっての理由としては、西枇杷島地区の保育ニーズが増加して、他地区の保育園に約100名が通園していて、地区内の保育園に通えないということを言った。また、このときの地区っていうことを強調されていたわけです。また、偏在性ということも言われましたけど、全体感で考えるのであれば、偏在性という言葉も矛盾しているんじゃないかなと思うんです。

また、本年度6月議会で同僚議員からも質問がありましたけど、清洲小学校区の子供が増加しているので、統廃合を検討していた一場及び新清洲保育園の存続を求めるという質問の中のやりとり等、これに関しては、断っておきますけど、私は保育園の対象者数対定員数で見れば、清洲地区で考えると、ほかのどの地区より足りてませんので、これは当然存続すべきだと思って、そういう考えの中での指摘ということをお断りしますが、その文脈の中でいうと、やっぱり小学校区単位での考え方等、こういったことが今例示したんですけど、全体感とこの地区での考え方という、この整合性をどうとっていらっしゃるのかお答えをお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

こういった形で市全域で見ていくのか。小学校区で見ていくのかという御質問ですが、当然、御希望は私ども保育所の入所については、第1希望、第2希望という形で保護者の方から希望を聞いた上で入所していただいております。今の第1希望に皆さん希望される場所というのは、当然近くの保育園でございます。そうしたところに入れずに第2希望へ回ったり、そこもまたいっぱい入れないときには、本当にあいているところを紹介するというケースがございます。

そうしたときには、当然、保護者の方というのは保育所にお子さんを預けなければ働けない。働けないということは仕事もやめなければならないというような切実なお声もお聞きしております。そうしたことに応えるために私どもとしては、小学校区ということで区域を設定してしまうと、当然、小学校区を越えてお子様を御紹介することができないとか、そういう矛盾があってもいけないので、当然、市全域で保育については考えていきますと。そうしたところでも、やはり先ほど申し上げたように、1年間、御無理言って遠くへ行っていた方には、当然、翌年には戻っていただけるような配慮をしていくというのが、そうしたスタンスの中で保育のほうに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

12番議員（高橋 哲生君）

全体感で提供体制は考えているけど、子供の数が多くて地区の園に通えない場合は、対応できるように園の配置を含めて弾力的に配慮していくという考えであるということによろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

市全域で見るということは、高橋議員が言われる弾力的という言葉が適切かどうかは私はわかりませんが、当然、市全域の中で保育ニーズに応えていくというのが必要であるというふうには考えております。

以上でございます。

12番議員（高橋 哲生君）

以上で終わります。

議長（伊藤 嘉起君）



以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで11時まで休憩といたします。

( 時に午前10時47分 休憩 )

( 時に午前11時00分 再開 )

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員の質問を受けます。

渡辺議員。

< 7番議員 (渡辺 秀人君) 登壇 >

7番議員 (渡辺 秀人君)

それでは、通告に従いまして、7番、渡辺秀人ですが、順次質問してまいります。

最初に、食育の指導体制についてです。

我が国の栄養学はドイツの栄養学を基礎に成り立っていますが、近年はヨーロッパ発祥の栄養学は日本には適さないと指摘をされたり、その研究領域自体も十分でないと指摘されたりするなど、各方面から未熟な点、不備な点を指摘されています。

東京大学の教授で分子生物学の世界的権威であった三石 巖博士にあっては、栄養学と医学の科学性に疑問を抱き、その果ては独自に分子栄養学という学問分野を新たにつくり上げるに至りました。つまり現代医療も栄養学もまだまだわからない領域が多過ぎて、あらゆることに最新の情報を持たなければならないことを示す実例です。また、適切な食指導をするという点から見ると、資格の上では一般的な栄養士やその上級資格である国家試験がある管理栄養士資格が思い浮かびます。しかし、それらの資格をとる際に必要とされる知識だけでは、現実の栄養管理を行う上で正しく対処できないと言われます。

さきに述べた分子栄養学、さらには酵素栄養学や、それらを包括するホリスティック栄養学などについて学ぶなど、最新の知識や情報を身につけないと、十分な栄養学を学んだことにはならないというわけです。言いかえると、管理栄養士や栄養士の資格があっても適切な栄養指導、食育指導ができないということになるわけで、本市での栄養指導についても正しく行われていないのではないかという懸念にもつながるわけです。

また、病理や健康、介護などの専門家として医師が名を連ねることも多いわけですが、予防医学の面から栄養指導が行えるかという点では、病院などに勤務する管理栄養士は、医師は十分な

知識を持ち合わせていない人が多いという指摘もあります。最近の若い医師に多いのがアトピーですけれども、みずから根治できないなどというのもその証拠でもあるわけです。

近年の私たちの食生活といえば、劇的な変化が起きています。スーパーやコンビニなどの、いわば工業化された食品類を手にとって、たった1つの食品に数多くの食品添加物が使用されているのも少なくありません。10年ほど前のデータではありますが、それらの影響を端的に示すかのように、青年海外協力隊に応募した若者のうち何と4割近い人が事前の健康診断で不合格になっています。青年海外協力隊といえば発展途上国を中心に海外でボランティア活動をしようという意欲を持った20代を中心とした青年たちです。そんな若者が足切りするためではなく、単に最低限の健康を維持しているかという、そういう確認のための健康診断であるにもかかわらず、不健康だとされているわけです。ボランティアを海外で行うとするからには、勉学や専門知識の習得に意欲がある人たちであり、体には少々自信を持っているはずですが、全国から応募した約5千人のうち2千人近くが健康体ではないというのですから、驚くばかりの現状です。

その事務局によれば、血中のヘモグロビンが少なく、さらにアレルギー体質が急増している結果だとしています。こんな状況ですから、各小中学校において朝礼などで気持ちが悪くなるなどという児童生徒が続出するのは当たり前です。まさに家庭での毎日の食生活に疑問符がつく調査です。

時代はさかのぼりますが、その一方で、さきの大戦で長崎に原爆が投下された折のことです。爆心地にほど近い、ある病院の医師が食事について具体的に取り組みを指示しました。それを適切に守った病院の職員たちは、被爆したにもかかわらず一人も原爆症が発症しなかったといえます。いかに必要な栄養を摂取し、必要なもの、不必要なものをできる限り体内から排出することが大切であるか、それがわかる典型的な事例です。このことから、体が食をつくることとした栄養学の視点から毎日の食品のとり方などを一般市民に知らせ、生活に生かすことが課題となっているわけです。

このような状況にあって、本年6月にアレルギー疾患対策法が成立しました。国や自治体、学校の責任を明確化する一方で、学校職員らの研修機会の確保、全国の医療拠点の整備、治療研究の推進、専門医の育成などを施策の柱に掲げています。そこに本市では新たな学校給食センターがオープンをしました。施設内で食育の講習なども行うとしています。そこでどんな運営をするのかというのが気になります。

国内の食物アレルギー患者は今も急増し続けています。直近の文部科学省の学校生活における

健康管理に関する調査の中間報告によれば、既に顕在化しているという意味の食物アレルギーの有症者でさえ小中学校で4%を超えています。その数字は10年ほどの間に倍近くに達したことになります。これにアトピー性皮膚炎や花粉症などを始めとするアレルギー性鼻炎、ぜんそくなどを加えれば、アレルギーがあるという人の割合は5割以上にものぼるとする説まであるわけです。また、潜在的にアレルギーがあると推定される人の数を含めれば、アレルギーがあると言われる人の数は一説では何と7割とも8割とも言われていますが、本市でも同程度の比率ではないのでしょうか。

では、なぜこれほどまで異常にふえたのでしょうか。その原因には、食品添加物の影響は極めて大きいと推測できます。どんな添加物が影響を与えたかはつまびらかにするようなエビデンスを指し示すことは、個体差などもあって残念ながら検証は容易ではないといえます。けれども、添加物がふえるとともに、かつては耳にしなかったような膠原病やパーキンソン病などを始めた難病が周辺の方々にふえているのが現実です。

これらの食品添加物は国ごとに認可されますが、認可種類はダントツで日本が多いと言われています。しかしながら、その認証過程において多種類の食品添加物と混合させて影響を考えることは全く行われていませんし、長期による接種での体への影響は考慮されるという視点からも疑問を抱かせる審査基準だとの指摘もあります。

加工食品の販売に際して、国内ではその食品の裏面などに使用されている添加物が表示されていますが、それらの体への影響もわからず、中には甘味料、着色料、保存料、増粘剤などが一括表示が認められるなど、実際には消費者が十分判断できないものが多々あるわけです。さらに一括表示の中にまで体への悪影響を指摘する声の大きい遺伝子組み換え食品が混在しているという指摘もあります。

ちなみに、遺伝子組み換えでないと表示されていれば、誰も遺伝子組み換え食品は全く混入していないと考えるのがふつうの感覚です。しかし、現実には一定量の混入を認めた上で、遺伝子組み換えでないと表示できるといいますから、驚くばかりです。

それでもヨーロッパでは原料の0.9%未満の混入までしか認めていないのに対して、日本では何と5%未満におさえれば遺伝子組み換えでないと表示できるといいますから、この違いはどこに原因があるのでしょうか。遺伝子組み換えでないと表示しておきながら、遺伝子組み換え食品が混入していても表示上では表示違反とはならず、しかも取扱業者ですら一旦加工された半製品にどの程度の比率で混入しているかがわからず、原料の納入事業者を信じるほかないというの

が実情のようです。

ところで、1990年代のイギリスでは全国の子供たちが荒れて、いじめによる自殺が相次いだといえます。当時は実に小学校で4分の1、中高生で10分の1がいじめに遭っていたと言い、大きな当時の社会問題となりました。食品添加物が人の心にまで大きな影響を与えることを顕著に示した事例です。そこに気づいたイギリス政府は素早くさまざまな調査研究を行い、政策にすぐさま反映したといえます。

また、別のイギリスの研究チームの結果からも遺伝子組み換え食品が問題視されていますが、遺伝子組み換え食品が腸内細菌に完全に移行することが確認されているからです。それによって病気などで生命が危険な状態に陥っても、場合によっては抗生物質が効かないなどということもあり得るとさえ言われています。

次に、悪玉コレステロールを増殖させたり、心臓疾患やアレルギーなどにも影響が指摘されているトランス脂肪酸についてです。このトランス脂肪酸とは、量販店などで市販されているほとんどのパンに入っているとされるマーガリンやクッキーやクラッカーなどのような食感を持たせるためのショートニング、マーガリンの比率を得たファットスプレッドなどがその脂肪酸です。

かつて委員会で私もそのトランス脂肪酸への認識について質問いたしましたけれども、政府同様、少量なら問題ないとしていました。実際には体にたまりやすく、農林省のホームページにさえトランス脂肪酸がインシュリン抵抗性を悪化させる可能性が示唆されているなどという記述も見られます。その点からも、学校給食でも親などの不安を取り除くことが大切だと考えられますが、愛知県学校給食会に納入している事業者組合のホームページには、マーガリンをたっぷり使っているからおいしいとする趣旨の表現があるのが現実です。

ちなみに、ドイツでは早くからトランス脂肪酸を含むマーガリンの製造は中止されています。昨年11月には、アメリカも、トランス脂肪酸使用の全面禁止に向けて行動すると発表をいたしました。

ところで、近年、誰もが口にする清涼飲料水の原材料に大きな変化がありました。原材料で甘味料といえばかつては砂糖でしたが、いつの間にかブドウ糖果糖液糖などと表示される、いわゆる異性化糖と言われるものに変更されていることです。異性化糖は砂糖に比べて原材料費で数分の1程度とも言われ、事業者にとってはコストを抑制して利益を生みますが、砂糖は体内で分解されながら消化されていきますが、異性化糖のような液糖は特に血糖値の上昇速度が速いため、体にも負担が大きいと言われます。

ラットによる砂糖との比較実験では、同量では異性化糖が腹部での体脂肪の異常増加が見られますけれども、同様のことが既に人でも確認されていて、健康被害につながる懸念が指摘されています。昨今はこうした原料がジュースやアイスクリームなどといった子供が好むものに大量に使用されていますから、大人はもちろん子供たちも小児糖尿などのような大病につながる危険性が高まっているとも言われます。既にアメリカでは、ミスコンで優勝するようなスマートな女性でさえ糖尿病を患っている人もいるわけですから、日本でも社会的影響が懸念されます。

ここまで述べてきたことは、私たちの現代の食品環境のほんの一部です。その他にも油を始め、アレルギーの原因などと指摘されている物質なども多々あります。このように加工食品ばかりに囲まれて生活している状況では、かなり食品事情を認識しないと自分の健康を保つことが難しくなっていることを物語っているわけです。

一般的に、食が体をつくると言われますが、物理的には日本人の腸は欧米人に比べて二、三メートルほど長いと言い、長い間の食生活が遺伝子レベルで個体の成長に影響を与えられます。さきに述べた長崎に原爆が投下された際の食指導の内容は、発酵食品や食物繊維などを積極的に摂取することです。周辺の人々が被爆による後遺症に苦しむ中で原爆症の発症者がなかったことは、改めて食育の必要性を痛感するものでもあります。

そこで質問です。

こうした観点からも、どのように食育を考えていくのか。当然、財源の問題も含めてですが、その取り組みのあり方が問われているわけです。食育に力を入れているという10万人規模のある自治体では、実務能力の評価という点は別にしましても、少なくとも管理栄養士を5人も配置している自治体もあります。本市では栄養士は何人かいますが、管理栄養士はわずかに1人です。どの分野でも専門性の高い職員を配置すること、スペシャリストを抱え込むことが重要ですが、食育の指導体制を強化して、市民の健康指導や小中学校などでのアレルギーへの食指導や家庭との連携などが大切です。

最近、私がスーパーなどに立ち寄って気になるのは、主婦が添加物だらけのでき合いの加工食品ばかりを買い込んでいる姿です。それらを変えるのも、男性であろうが女性であろうが、外食の多い人たちが食に興味を持ち、食べ物を理解するのも、まずはみずから調理をすることが一番の早道だと思います。そして、それらを指導するのは最新の栄養学であるホリスティック栄養学などを学ぶ必要がありますが、その足がかりとして管理栄養士を増員したり、現在の栄養士を再教育する場を与えたりすることも必要だと考えます。現状に対する認識と今後どう対処していく

のか伺います。

また、北名古屋市が食育を担当する課が市民健康部健康課であるのに対して、本市では市民環境部産業課が担っています。地産地消という視点から現在のように職務が分担されたと聞いていますが、食育行政の本質的な意味合いは健康増進です。各事業において産業課や健康推進課が連携して行っているとしていますが、食育の諸事情への取り組みやすさや健康管理への多様な取り組みを円滑に行うためには、食育事業の所管をかえて体制づくりをし直すことが肝要だと思います。所見を求めます。

次は、斎苑事業の現状について伺います。

斎苑は給食センターの隣につくるというわけです。当然ながら、これまでの経過から周辺対策もどのようにするのかは、もちろん一昨年末の反対同盟の解散の報告を受けて適切な対応をしたのか、その後どうなっているのかが気になるところです。こうした重要事業は絶えず議会にその動向を報告をすべきだと思いますが、積極的な情報開示、報告はなされていないようにも思います。

1つには、昨年10月ごろの動きがあったと聞こえてきました。あま市長側から、従来の甚目寺分以外の旧美和町、七宝町の分も引き受けてもらいたいという要請があったといううわさです。もう1つは、今年の5月にその返事として五条衛生組合議会にあま市側から提案をしてもらいたいという主旨の返事をしたというものでもあります。事実関係の確認とともに、このいずれも議会に報告になったのか、改めて確認をしたいと思います。また、どんな基準で議会に報告をするのかも伺います。

ところで、周辺地域では反対の看板がなくなっているとも聞きました。けれども、その方々には当然ながら対象となる人口規模が拡大すれば、当然、当初計画を変更して炉なども増設することになる上、周辺取りつけ道路からの搬入車両もふえることとなります。つまり、これまでの地元への説明と食い違うことになって、理解を得るという点で手順の違いが浮き彫りとなります。一部には相変わらず根強く反対するという方々があるようにも聞こえます。こうした状況で、現在どのように対処しているのか伺います。

次は、あま市と大治町などの今後の行政の取り組みという点から伺います。

広域行政においては、かつての4町時代と比べて、双方にとって歩調を合わせやすくなっているように見えます。つまり、かつて旧甚目寺町が五条衛生組合に求められた当時の広域行政の枠組みと将来における枠組みにおいて変化が生じているのではないかと。もっと進めば、あま市と大

治町が一体的に取り組む機会がふえるのではないかと考えられます。言い換えれば、中長期の行政圏域の枠組みをどう見込むかが本市の懸案事項の処理においても、それらをできる限り早く実現するための財源確保の意味合いも持つこととなります。残念ながら、惰性で物事を進める限り、また政治としての役割を果たさない限り、物事は何も枠組みを変えることはできません。現在、本市には周辺対策費などの財源的余裕がないとも聞こえてきますが、一体どんなスケジュールで事業を進めるのか伺いまして、質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

初めに、1の①の質問に対し、櫻井教育部長、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

効果的な食育実施の給食センターでの取り組みを答弁させていただきます。

給食センターの研修室の利用及び見学コースから調理風景を見ていただき、安全に調理されていることを見て実感することにより、安心して、そしておいしく給食を食することがバランスのとれた給食の提供になると考えております。

小中学校へ給食センター栄養職員が出向き、栄養のバランス、日常の食事の栄養について理解を深めさせる指導を行っております。

また、各栄養士を研修の機会に参加させ、自己研鑽を重ねることにより、一層、技量の向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

渡辺議員。

7番議員（渡辺 秀人君）

栄養学についての認識というのがまず一番重要なんだと思うんですね。いろんな情報って、情報だけじゃなくて技術も日進月歩で進んでくる。それに必要な対応対策を常に現場でとれているのかというのが一番なんだろうと思います。

先ほどはちょっとイギリスの事例も挙げましたけどね、学校が荒れていた。しかし、よくよく調べてみたらそうじゃなかった。食べるものにも原因があった。もちろんほかの要素もあったとは思いますが、そういうことも大きな原因がある。これは健康管理ということを全般的にしてみれば非常に重要なわけです。

それから、じゃあ、これからどうするのかということになっていけば、これはもちろんですけども、健康管理というのを市民の皆さん全般的にいろんな指導をすれば、国保会計を含めて当然財源の確保ということにもつながってくるわけです。これから超高齢社会だというわけですから、あらゆる人が病気になる可能性は今までよりも高い。しかし、先ほども申しあげましたように、食品の流通の経過は極めて複雑になってくるわけです。今度はTPPだというわけですから、もっとなるわけですね。そういうことも含めて、どんどんと新しい情報を取り入れる。そういう体制づくりをしなければ、とても市民の健康は守れない。しかし、必要な食指導をちゃんとやれば、少なくとも病気からは多少なりとも遠のくことができる。それが結果的には直接・間接に財源の確保ということにもなるわけです。

当然、財源の確保ということは市が取り組んでですね、いかに市民の皆さんによりよい行政サービスを少しでも早く実現をし、届けるかということにつながるわけですから、その意味の1つということも含めて、今、本当に大丈夫なのかということを含めて問い合わせたわけです。そうしたことがつながってくれば、非常に今の新しい給食センターの位置づけというものもまた変わってくる。

じゃあ、どこまでどのように連携をしてどうするのかということだと思います。学校の現場での先生方の、例えば、先ほどのイギリスの事例にとどまりません。1千200人規模の長野県の学校の校長をやった人の報告の中にも、今から10年ぐらい前だと思いますけども、そこでもイギリスと同じような事例で給食を変えたということもあります。その人は、結局、そのあと教育長にもなって、そして新しい合併をした市ができて、そこで教育委員長も歴任をしておられる。そういった人たちがリーダーシップをしっかりとっているから、そういった自治体ではしっかりとした方向性、あり方が見出されているわけです。

きょうは教育委員会がなぜ答弁するのかということもありますけども、しかし、健康管理ということは財源にもつながる。しかも、あらゆるところでいろんな人たちの思惑ということが極めて重要なんではないかと思えます。

私は所管のあり方ということからしましても、本来はそうした点を含めれば、教育委員会というのは二次的な立場、学校教育というところは確かにそうですけども、健康管理はたまたまその中で、健康推進ということの中でつながってくるのが、派生する1つが、現場がそこだったというだけです。その一角の給食センターの場所を借り上げるということの意味合いでしかないのではないかと思うんですね。そうしたことも含めて、体制づくりは、じゃあ、どこにあるのか



ということなんです。徹底してやらなければ結果は出ないと思いますけれども、今のことも含めて、改めて、今後、本当に結果が出させるのかどうかという財源的なことも含めて、小学生、中学生だけじゃありません。市民のほかの皆さんも含めた体制づくりということについてどう思われるのか。

既に例えば三島市、あるいは小浜市、かなり食育に力を入れている。あるいは、新潟にもそういうところがありましたね。そのために国家試験である資格の管理栄養士ぐらいは必要なのではないか。あるいはそういう人たちに対する再教育ということも含めて、ちょっとそちらは直接的に栄養士との接点がどれだけあるのかわかりませんが、しかし、今、給食センターということからすれば、数の上からはそちらがとりあえずは多いんだろうと思います。今後の体制づくり、もう一度、そこの部分で答弁し切れる話では私はないと思いますけども、伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

今の御質問の体制づくりまではお答えできないところもありますが、学校教育、給食センターに携わる期間というのは長い期間、特に小学校でいえば6年、中学校でいえば3年ということで、一番基礎的な学年ということで認識しております。

学校教育の中では、当然、規則正しい生活、早寝早起き、朝御飯、食をもとに健康づくり、健康体をつくっていくということで、先ほどもちょっと紹介させていただきましたが、学校栄養職員も学校現場に出向きまして、食の大切さ、バランスのとれた食事、そこには給食でいえば学校給食の基準がございますので、栄養素だとか食物繊維だとかいろんな好ましい栄養素がございますので、それに沿いました献立を日次つくっておるわけです。それをバランスよく食することによって、体力的にもバランスよく成長ができるというふうで考えておりますので、その点においては引き続き給食センターと学校現場としっかり連携をとって、食育の指導をしていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

寺井産業課長からも答弁させますので。

寺井市民環境部次長。

市民環境部次長兼産業課長（寺井 秀樹君）

体制づくりということで、私ども所管課、その次の1の②の質問に入ってくるのではないかと  
思いますが、それについてお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

1の②の体制づくりをし直すということでお答えをいたします。

平成21年3月に第1次清須市食育推進計画を策定し、10月1日の春日町との合併を機に、  
食育は多岐にわたる上に、地産地消が重要な観点であることから、産業課内に食育推進係を設置  
いたしました。さらに、本年3月には、「やってみよう清須のおいしい物語」として啓発から実  
践へと事業を展開するため、第2次食育推進計画を策定しました。

本市計画の取り組みの柱は、食をとおして心身の健康を進める、食をとおして感謝の心を育む、  
食をとおして地域づくりをすすめる、食をとおして適切な情報の活用の輪を広げると、多岐にわ  
たっています。そのため、食育推進計画に基づき、各課連携のもと小中学校のPTAを始め各種  
団体、農業者、消費者と一体となって食育事業を推進してまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

渡辺議員。

7番議員（渡辺 秀人君）

一体となつてといつても、その肝心なところが一番外れているんじゃないか、食育全体がです  
ね。今どきは皆さんの市民の意識をどう向上させるか。家庭の中も含めて課題が多いわけで、そ  
このところに本当に手が届くのかということですよ。形態だけ幾ら整えて「やってます」「や  
ってます」と、今までもいろんなレポートなんかつくっておられるわけです。しかし、レポート  
をつくつたって実践する人がいませんよ、現実ですね。実践して初めて効果が出るわけで、そうし  
たことも含めた意味で体制づくりということを申し上げているわけです。やっぱり結果が出るよ  
うな体制づくりをつくるということのためには所管も変えてですね、全部総して、食育は現場の  
問題もあるし、それから栄養士などの質の向上ということにつなげる。その体制づくりこそがま  
ずは第一歩。それからやるべきことはもっと政策的にはあらゆるものにその機会を設ける。

時間もありますから、そういうことで必要性があるということだけ申し上げたいと思います。

以上です。

次、行ってください。

議 長（伊藤 嘉起君）

じゃあ、大きく2番目でよろしいですか。

斎苑計画の現状についてですが、渡辺議員にお聞きします。時間もないようですので、①、②、③合わせての答弁で、関連が強いんですが、どうですか。

じゃあ、①、②、③合わせて当局の答弁を求めます。

当局、答弁。

生活環境課長（猪子 公威君）

生活環境課長の猪子でございます。議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、①の事実の関係の確認。議会への報告という御質問でございます。

議員御指摘の件につきましては、五条広域事務組合議会の議事日程を再度確認しましたところ、そうした事実はございませんでした。斎苑建設に係る重要事項は従来から本市の全員協議会及び斎苑特別委員会、こちらに御報告させていただいており、今回、報告漏れがあったとの認識はございません。

②の質問でございます。現在どのように対処しているかとの御質問です。

新年度となり、地区の役員さんもかわられたことから、8月に一場区の役員の方に一場公会堂にお集まりいただきまして、相互理解が深められるよう話し合いを行ったところでございます。

③の御質問でございます。中長期的な対応ということで、公式な要請がない状況で軽々に結論づけるものではないと考えております。また、周辺対策事業にありましても、地元から具体的な要望がなされていない状況でございます。したがって、当面は五条広域事務組合と連携いたしまして、地域の理解が得られるよう会合を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

渡辺議員。

7番議員（渡辺 秀人君）

まず、周辺の皆さんには納得できるというか、ある程度の情報提供というのは正しく伝えられる機会が、頻度も含めて設けられているのかどうかということですよ。その理解の上でいろんなことが進んでいるのか。余り広く多くの人たちが理解しているというようには聞こえてこないんですけどね。たまたまそういう幾つかの方々が理解していない人があるということなのか、あるいはごく一部でとまっているという状況なのか、あるいは周辺かなりの人たちを集めて頻度をもってやってきたということなのかどうか、そういうことですね。それをちょっとお尋ねしたい。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（猪子 公威君）

周辺の方々にどこまで組合等の意見が行き渡るかという御質問の趣旨だと思います。組合において既に春日地区では18回、清洲地区では22回の説明がされております。また、先ほど御答弁申し上げたように、8月の一場地区での説明会というものも、これまでの経緯を丁寧に御説明をし、今後どうあるべきかというような今後の解決策を見出していくためのよりよい話し合いの場をどう持つべきか、こういった視点でもって話し合いをしてまいりました。今後もそういったことで累々とそういう会議の場を設けていきたいというようなお話をいただいて終わりにしておりますが、以降の予定については今のところは立っておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

渡辺議員。

7番議員（渡辺 秀人君）

計画そのものが変更されたりということは前提の中ではなかったと。しかし、いろいろ聞こえてくる中では、規模のあり方とかいろいろな変化も起きるような状況も出てきた。ましてや私どもから例えば今、名古屋市のほうにお世話になったり、周辺各市町にお世話になっている状況でもあるわけですが、そういう中で、仮に私どものほうで建設されても、逆に周辺の都市から受け入れる。それは拒否できないわけですね。そうしたことも含めて、じゃあ、どういう規模でやられるのかということの見込みも変化があるようにも思うわけです。そうしたことも含めて、詳細な変更の計画というのは動きがあるということですか。あるいは、ないのかどうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

鷺見市民環境部長。

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の鷺見でございます。

先ほども最初に御答弁申し上げましたが、こうした問題、公式な要請がない状況でございますので、軽々に私ども動く状況ではないと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

渡辺議員。

7番議員（渡辺 秀人君）

ちょっと何かいろいろ聞こえてくる話と多少ずれているようなこともないことはないと思うんですね。いずれにしましても、多くの人たちが今どうなっているのという状況ですから、わかるような状況をつくり上げていただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、渡辺議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。

午後1時に再開を予定いたします。

（ 時に午前11時41分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 11番議員（加藤 光則君）登壇 >

11番議員（加藤 光則君）

議席番号11番、日本共産党、加藤光則です。

私は、高齢者の実情に基づいた「福祉計画・介護保険事業計画」について質問させていただきたいと思います。

介護保険制度は、家族の介護負担を軽減する介護の社会化と重度化を防ぐという理念のもとにつくられ、ことしで15年目になります。この間、2006年の介護保険改悪で要支援1、2がつくられ、要介護1の6割が要支援2に切り下げられ、介護ベッドなどの介護福祉用具が取り上げられるという問題がこの間、起きました。2009年の介護認定の見直しでは、介護給付削減のために軽度判定が出るように認定システムが変えられました。同様に、給付費削減のために訪問介護の時間短縮などの改悪がこの間、進められてきました。そして今回の医療・介護・総合法は、要支援者への訪問介護と通所介護を介護保険から外し、自治体の地域支援事業に移行させ、ボランティアなどを活用して安上がりにするというものです。

この2つのサービスは、要支援者が受けるサービス費の6割を占めています。保険給付から外すかわりに自治体は2017年までに総合事業を開始していかなければなりません。政府は自立を支援し、重度化を防ぐとして要支援者向けサービスをつくったはずであります。今回の保険外しには全く道理がありません。清須市は、市内に住む全ての高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心して生活できるよう医療、介護、保険、生活支援など高齢者福祉施策を総合的に推進することを目的に、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に関するアンケート調査を行いました。

そこで、以下、質問したいと思います。

①本市の介護保険利用者のうち要支援サービス利用者は、2012年度が574人で28%、要支援1が245人、要支援2が329人、2013年度が654人で29%、要支援1が307、2が347人にのびます。高齢者の日常生活を支え、症状がより重くならないように専門的なサービスが行われていますが、本市の利用状況の傾向と実態や今回行った調査結果の主なポイントについて伺います。

②医療・介護一括法により、この介護保険制度が大きく今、変わろうとしているわけでありませう。中でもひとり暮らしや老夫婦世帯などの方が自宅で住み続けるための重要な役割を果たしている要支援サービスの通所介護と訪問介護を介護保険給付から外に追い出し、「新しい地域支援事業」として市町村に丸投げ実施しようとしています。

サービス事業内容も市町村の裁量であり、事業者へ委託する場合の単価は、現在の訪問介護・通所介護の報酬以下に設定するなど、利用者の負担は重く、サービスは後退するため、利用者を始め介護事業所、専門家から批判の声が広がっています。

要支援者の「新しい地域支援事業」への移管は、要支援者から必要な介護を奪い、新たな「介護難民」をつくり出すもので、日常生活の支障、状態の悪化によって在宅生活の継続自体に困難をもたらすものとなりかねません。アンケート調査結果なども踏まえて、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を取り巻く現状と課題についてどのように考えているのかお伺いします。

③厚生労働省は「介護保険サービスから要支援1、2の人のための訪問介護や通所介護を廃止しても、現在の財源を新たな事業に移すので、サービスの利用は継続できる。」と言われていますが、厚生労働省が先日公表したガイドラインによると「低いコストで成果を上げる、効率的な仕組みの構築を促す」ことを目的として、これまで毎年5、6%程度の増加となっていたサービス費用の伸びを、75歳以上の高齢者の増加率と同じ3から4%程度にとどめるというルールにし、やむを得ない理由がある場合を除き、上限を超えたら市町村に費用を負担させるとも言われ

ています。要支援者の訪問介護・通所介護が、現在の内容から後退することのないよう、本市はどのように取り組もうとしているのかお伺いいたします。

最後に④番目、厚生労働省は、3月に、特別養護老人ホームの待機者が52万1千688人にのぼると公表しました。そのうち、要介護1から2の人が17万7千526人（34％）にのぼります。また、待機者のうち自宅で待機している人が25万7千934人、病院など他の施設入所者が26万3千754人でした。2015年度から特別養護老人ホームへの入所条件を厳しくし、要介護度3以上の中重度者に限定するとしていますが、本市の特別養護老人ホームの介護度別の入所者数と待機者数を伺います。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

初めに、①の調査結果の主なポイントについて、当局、答弁。

河村高齢福祉課長。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

高齢福祉課の河村でございます。

①の本市の要支援サービスの利用状況の傾向と実態及び今回の調査結果の主なポイントについてお答えいたします。

本市の要支援サービスの利用状況につきましては、月当たりの居宅サービス給付費の請求件数では、居宅介護予防支援、ケアプランでございますけれども、それが最も多く、その次が通所介護、訪問介護、福祉用具貸与の順になっております。

平成25年度の請求件数の実績は、居宅介護予防支援が4千390件、通所介護が2千449件、訪問介護が1千923件、福祉用具貸与が1千481件となっております。

居宅サービス給付費の平成25年度の実績額の多い順では、通所介護が8千388万円、訪問介護が3千304万円、居宅介護予防支援が1千894万円、住宅改修が914万円ほどとなっております。

サービス利用者の実態のうち利用者の家族構成につきましては、日常生活圏域ニーズ調査と同時に実施いたしました要支援、要介護認定者向け調査の集計を現在行っておりますので、詳細についてはまだはっきり数字が出ておりませんが、現段階では要支援認定者でアンケートの回答をいただいた方の約3割がひとり暮らし、約26%が高齢者夫婦のみの世帯であるもようでございます。

今回行った高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定のために国が示しました日常生活圏域ニーズ調査につきましては、本市において不足している施策やサービス等を分析いたしまして、計画策定に活用するために実施したもので、現在、集計結果の分析を行っているところでございます。

また、第6期のニーズ調査には第5期の調査項目に加え、社会参加や日常生活支援に係る調査項目が追加されていることが今回変更された点でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

計画をつくっていくに当たって、今、言われたように、現状をどうとらえていくかが非常に大事になってくるわけでありますが、その点で幾つかお聞きしたいと思います。

まず1つは、こういった貴重なアンケートを今、行って、たしか5、6月に行ったと思うわけですが、多くの自治体いろいろスピードはあるわけですが、これのまとまったものは大体いつごろ出てくる予定なんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

10月末の策定委員会で集計結果を御報告する予定であります。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

10月末に出てくるということで、また詳しいことはそれを見せたいと思うわけですが、今、概略言われた中でも、現状が幾つかわかってきたわけでありまして。

やはり今、問題になっている通所介護や訪問介護、これに対する皆さんが利用率が非常に多いということと、それから3割の方がおひとりで住んでみえる。26%が高齢者世帯だということをおっしゃられたわけでありまして。

清須市の65歳以上の人口が2014年4月1日現在で1万4千729人ということが出ておりました。高齢化率が22.2で、全国に見てどうかはあるわけですが、しかし、近年の



状況を見ると、ひとり住まいとか高齢者のみの世帯がこの清須市にもどんどんふえてきているわけですが、この計画を今、つくっていくに当たって、この結果を踏まえて、細かい部分が出てないにしても、今、この計画に当たってどういうふうにも今の現状をとらえられているのか、再度質問させていただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

議員言われるとおり、ひとり暮らし、また高齢者のみの世帯が今後ますますふえてくると思いますので、そこら辺の方の今後のサービス利用について分析して、計画に反映していきたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

しっかりまず現状認識は私、計画をつくっていく上で非常に大事だと思いますので、これをしっかり分析していただいて、現状をしっかりと見ていただくということを私、お願いしていきたいと思います。

特に、訪問介護がひとり暮らしを支えるサービスとして、そして通所介護が家族介護を支えるサービスとして今、重要な役割を果たしているわけでありまして。これが減らされたりしたら利用できなくなる。こういうことが起きればどうなるかということ現場の人は一番よくわかっておると思うんです。ですから、こうしたものをきちっと把握して分析した上で次の段階に入りたいということをお願ひしていききたいと思ひます。

2番のほうへ行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、河村高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

②の「アンケート調査結果等を踏まえた、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画をとりまく現状と課題」についてお答えいたします。

アンケート調査結果につきましては、現在分析を行っている途中でございますが、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画には、この計画期間中に新しい総合事業を実施する必要があるた

め、その事業をどう計画に反映させるかが課題であると思います。

また、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度に向けて、その介護給付費等の推計値と地域包括ケアシステムの構築に向けた第6期に実施する具体的な施策等を計画に反映させることが求められております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

そもそもですね、介護保険制度というのは要介護度が要支援1から2、要介護度1から5、そのどれに該当するかで認定して、要介護度が重い人ほどサービスを多く利用できる、こういう仕組みであるはずなんです。

ところが、今回の法改正によって、本来なら要支援1、2や要介護度1などに該当している、こういう方々が、要介護度認定から締め出されかねないわけでありまして。専門的なサービスを十分受けられない人が続出するのではないかという懸念がされるわけですけども、この計画を取り巻く現状と課題を今、お伺いしたわけですけども、要支援1、2についてはどういうふうに今、とらえて考えていこうとしているわけでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

要支援1、2の方について、現在、専門的なサービスが必要な方については、現在のサービスが受けれるようにしていきたいと考えております。

また、要支援1、2の方で、例えばヘルパーなどの家事援助など、専門的な職種でなくてもできるサービスにつきましては、先ほど議員が言われた新しい事業のほうへ移らせていただきたいと考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

特に、訪問介護のところでお伺いしたいわけですけども、通所介護が保険給付から外されていく。こういうことで利用者の皆さんからどのような影響が出ているのかということは、ある団体

が行ったケアマネジャーへの調査を見ると、外出などの機会が減って閉じこもりぎみになる、こういう方が6割以上、日常生活ができなくなり介護度が上がる、これも6割以上、買い物ができなくなるが5割以上、こういう予測がされているわけですが、生活扶助が大部分を占める訪問介護で家事の支障による基本的な日常生活の困難、通所介護では外出とか社会参加の機会の減少・喪失、こういったいろいろなものが危惧されているわけですが、今、お答えあったわけですが、例えば、身近な例でたくさんあると思うわけですが、80歳を過ぎた高齢者の方でひとり暮らし、現在、要支援1とします。こういう方もたくさんみえるわけですが、こうした方が今、ヘルパーを週に2回お願いしていると。足腰が弱って転倒に対する不安があり、さらに認知症状があって、ほとんど家の中で生活を行っている。こうした要支援の人に対しては支援が私は不要でないと思うわけで、例えばの話で、こういった方々に対しては、課長さんだったらどういふふうに今後この計画の中で位置づけていくと、今、お考えですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

今の御質問でございますけれども、そのような支援の必要と認められる方については、現状のヘルパーを使ったサービスを継続していきたいと考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

ぜひ、そういった現状をきちっと見て、今、ヘルパーを使った対応を考えていきたいということでおっしゃいましたので、そういう検討を進めていただきたいと思うわけです。

この介護予防ですね、日常生活総合支援事業、こういったものは先取りして、2011年の介護保険法の改正により創設されて、2012年度から各市町の判断によって実施されているという実態も一部であるわけです。しかし、2012年度においては全国で27の市町村等でしか実施されていない。全然広がっていなかったわけですが、この時点では本市としては、一度こういった法律ができたときに検討された経過というのはあるんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

高齢福祉課長（河村 義幸君）

現在、介護予防につきましては、一次予防事業と二次予防事業を実施しております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 1 番議員（加藤 光則君）

じゃあ、ちょっと違うところからまた質問したいと思うわけですが、今回、この要支援の人は市町村に事業としてやりなさいよということを言っているわけですが、前回3月議会でも私以外の議員さんのほうからも、今、ヘルパーという話もありましたけれども、その事業の中でボランティアの問題とかいろいろ出てくるわけですので、その受け皿があるのかというような質問も出されたと思うわけですが、清須市の場合どういう状況にあるのか、お伺いさせていただきたいと思います。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

現在、受け皿については、まだほとんどないような状況でございます。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 1 番議員（加藤 光則君）

たしか3月議会の答弁の中では、具体的に把握はしていないと。26年度の介護保険事業計画を策定する際に、把握し、検討するという答弁がされたと思うわけですが、一応把握はして、ないと。じゃあ、検討はどのようなふうに、これからなのか、今どのような状況なのか質問したいと思います。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

現状ではシルバー人材センターのほうにサービスを実施していただくようお願いしている状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

私、今、社協さんいろいろ一緒にやっている部分があるんですけども、この介護サービスと言われる部分を現在ではボランティアというところをシルバーにお願いしたいということを今、言われたわけでありまして。これは非常に専門的な私は知識も必要になってくると思うわけですけども、その辺の判断というのはどういうふうにされていくわけですか、こういった部分はシルバーさんをお願いしていくというのは。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

濱島健康福祉部長。

健康福祉部長（濱島 治久君）

健康福祉部長の濱島でございます。

今、課長がシルバーというのは、例えば家事援助の中でも、例えばごみ出しですとか、そのような軽微な資格のない方でもやっていただけるようなことを想定してお答えさせていただいたと思います。やはり保険者の責務としては、要支援1、2の方が地域支援事業に変わったといたしましても、今のサービスの量ですとかサービスの質をできるだけ下げないような形で行っていきたいと、そう考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

ぜひですね、今、部長さんがお答えになったところは非常に大事なことだと思うわけです。先行して先ほども27の自治体が行ったというところがあるわけですけども、例えて言うと、このモデル事業を実施してきた東京の荒川区というところの例がよくニュースで出されるわけですけども、要支援者に対して地域包括支援センター職員から再三にわたって介護保険から外して、地域支援事業に切りかえるように強制されて、つらい思いをしている、こういったことがニュースが出ているわけです。また、ボランティアは介護保険サービスに比べて3倍近い利用料と、さらには年会費も請求された。こういうさまざまな先行地の実態の中でも明らかになってきている

わけであります。今まで介護保険給付でやってきたことを外したら、外された人はどうなるか。こういうモデル事業を実施しているところの実態をきちっと検証なり、見ていただいて、今後の計画にいかしていただきたいと思うわけですけれども、その辺は部長さん、どうでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部長（濱島 治久君）

先ほども言いましたように、やはり短期入所の事業者ですとかヘルパーさんの事業者ですとか、法律が変わって地域支援事業になったとしても、それは介護保険の特別会計の中で行う事業ということですので、やはり保険者として、ある程度の資格を確認した新たな地域支援事業の事業者が出てきたとしても、資格を確認した上で契約等を結びたいというふうに考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

今、言われたとおり、ぜひそうした方向で特に検討、そういう計画を進めていく上で大事にしていきたいと思うわけですけれども、要支援者は軽いから制度から外しても大丈夫なように、この間、国のほうから言われているわけですけれども、もともと2006年の介護保険改悪で要支援がつくられて、要介護1の人の約6割が要支援2に切り下げられたというこの間の経過があるわけです。政府は、自立支援をして重度化を防ぐとあって、要支援者向けサービスをつくってきたわけですが、今回、保険外しの道理は成り立たないわけでありまして、こういった方向に進めていくということ。

こういう要支援の保険外しは、辛うじて支援につながっていた人を孤立させて、自立した生活を奪うものであります。例えば、車椅子の人や入浴ができない人は要支援にたくさんいると思うわけですけれども、こうした要支援者の方々は、今、デイサービスなんかを利用して入浴して送迎を受けている方が多いと思いますが、こういった方々が自費になったら、自費が払えない人は入浴するのを諦めなあかんと、こういう事態も生まれると思うわけです。その辺をしっかりと現状を踏まえて、先ほど部長さんが言われたように、計画を立てていただきたいと思っております。

3番のほうをお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、河村高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

③の「要支援者の訪問介護・通所介護が、現在の内容から後退することのないよう、本市はどのように取り組もうとしているのか」についてお答えいたします。

議員は厚生労働省が先日公表したガイドラインと言われましたが、それにつきましては、平成26年7月28日開催の全国介護保険担当課長会議の資料で介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの（案）として記載されている費用の効率化のイメージとして示されているもので、正式なガイドラインについては国からまだ示されていない状況でございます。

しかしながら、新しい総合事業の受け皿の整備が進んでいない現状を鑑みますと、制度施行当初は既存事業者の専門的サービスが高い割合を占め、時間の経過とともに多様なサービスの利用が広がるものと考えられていますので、本市においても利用者の心身の状態等を踏まえ、必要に応じて、専門的サービスにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

費用の問題等、まだ案でわからない部分があるということでしたけれども、例えて言えば、先ほど通所介護で2千449、それから訪問介護で1千923、それから社協さんが出されている資料の中でも、24年度を見ても、要支援2が非常に訪問介護の回数でも、デイサービスのところでもふえているわけであります。この要支援1、2の財政規模というのは一体、今、どれぐらいになるのでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

財政規模と言われますと、給付費のことでございますか。

11番議員（加藤 光則君）

市が今、持っているのをやっている事業、国・県からの補助がなくなると、そういう給付対象でなくなって市独自でやらないかん場合になったらどれぐらいの費用が必要になってくるのか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

国・県補助については、まだ今後、新しい支援事業に移りましても給付費の総額の3%程度は来るものと想定されておりますので、約1億円ぐらいは来るものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

3%で1億円ぐらに来るということで考えておると。この1、2の事業をやろうとすれば、それ以外必要になってくるということですか。今、ちょっとよくわからなかったんですが。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

先ほど御説明いたしました通所介護で約8千300万円、訪問介護で3千300万円ですので、それを合わせて1億円を超えますので、その超えた分が市の負担になってくると考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

はい、わかりました。

それでは、要支援の場合は、現在、12種類の介護予防サービスと3種類の地域密着型のサービスの中からサービスを選んで利用できる。しかし、新しい総合事業では、市町村の判断でサービスの種類を減らしていくことも可能になるわけですが、そうすると市町村間の格差、これが一層、介護保険で全国一律じゃなくなるわけですが、財政力とかサービスの基盤、それからボランティアやそういう社会資源の実績によって、市町村によって提供されるサービス、これは大きく違ってくるわけですが、先ほどニーズ調査とかいろんなことを市もやられて、何が必要かも今、一生懸命調べられておるということでありましたが、これについては、今どういうふうに当たられようとしているのか、再度質問したいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）



アンケート調査等で言われました今後の利用希望と、また今までの実績等を踏まえまして、国の示したワークシートがありますので、その中に数字を入れて保険料等を計算していく予定でおります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

そうすると、今回、給付から事業へ移管する、そういう方向に今、動こうとしているわけですが、清須市は見直しによってですね、先ほど部長さんも言われたわけですが、改めてお聞きしますが、現行の内容・水準が維持、保たれるのかどうか、再度質問させていただきたいと思います。そういう方向で考えておるのか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

この新しい支援事業は、一応、平成27年度から国は法律を施行しておりますが、3年間の猶予がありますので、清須市としては平成29年度から開始したいと思っておりますので、この計画の中に影響が出てくるのは、最後の1年であると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

清須市は29年度から考えていきたいということを言われて、今、答弁がありました。ちょっとお聞きしたいわけですが、例えば、社協さんが事業計画、今度、5年計画で既に出されておりますよね。今度、清須市が出すのは来年度からの高齢者福祉計画と介護保険、その辺での社協さんは社協さんで出されておるわけですが、車の両輪のようにどういうふうにタイアップして計画を進めていこうとしているわけですか。社協さんにいろんな事業をお願いしておるわけですが、その辺はどういうふうになっておるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

社協さんの計画につきましては、今後、社協の事業をどういうふうに進めていくかという計画であると思います。また、こちらの介護保険事業計画につきましては、今後3年間の保険料を算出するっていうのが主な計画になっておりますので、内容的には少し異なっているものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

今、おっしゃいましたけれども、社協さんのところを読むと、清須市における行政計画は、関係法令に基づいて清須市総合計画を上位計画として、福祉関係計画が障害者、高齢者、児童にわたり策定されていますが、分野別計画を束ねる地域福祉計画が策定されていません。他市町村においては、行政計画である地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定しているところがふえてきていますと。清須市社協では、地域福祉活動計画を策定して地域福祉を推進してきましたが、清須市が地域福祉計画を策定する場合には、本計画と連携することになりますという言い方をされておるんです。今の課長さんは、これはこれで社協さんだということをおっしゃられたわけですが、やはりいろんな事業を進めていく上で、社協さんと一緒になってやっていく事業というのは非常に多くなってきている。ウエートも広がってきていると思うわけですが、その辺でどうなのかということをお尋ねしたんですが、再度御質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

当然、議員言われました新しい地域支援事業の要支援1、2のサービスにつきましては、社協さんをお願いしていく部分がたくさんありますので、当然、関係強化してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

その辺できちっと計画に当たっても連携して、今、利用している人が困らないような体制をお願いしたいわけであります。全ての要支援者が在宅生活を継続できるように、そして必要なサービスが要支援者に補償されていくように、予防給付全体の拡充を図っていく。それとともに、低所得者の利用負担を軽減していく、こういう計画策定、ぜひ要求しておきたいと思えます。

次へ行っていただきたいと思えます。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、④の質問に対し、河村高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

④の「本市の特別養護老人ホームの介護度別の入所者数と待機者数」についてお答えいたします。

本市の特別養護老人ホームの介護度別の入所者数につきましては、平成26年6月のサービス利用分で要介護1が5名、要介護2が21名、要介護3が91名、要介護4が96名、要介護5が78名の合計291名となっております。なお、そのうち西春日井福祉会の特別養護老人ホームの入所者は243名となっております。

また、本市の特別養護老人ホームの介護度別の待機者数につきましては、西春日井福祉会以外の特別養護老人ホームに入所希望を出してみえる方につきましては市では特に把握できておりませんが、西春日井福祉会の特別養護老人ホームの待機者は、平成26年4月1日現在の実人数で、要介護1が37名、要介護2が50名、要介護3が50名、要介護4が39名、要介護5が20名、それから保留扱い、これにつきましては、申込時に要介護であったが、その後、要支援に介護度が下がった人でございますけれども、それが4名みえまして、合計200名と聞いております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

こういった、今、特養の入所の理由というのは、介護者不在とか介護困難、住居問題が6割、認知症の症状による判断能力の低下喪失が2割、こういうふうに全国調査に示されていたわけですが、そうすると、重度の待機者でさえ入所できないのに、やむを得ない事情と認められても入所できる保証はないわけであります。特に、ひとり住まいの独居や認知症高齢者が行き場

を失うことはあってはならないわけですが、こういった今、待機者も200名みえるわけですが、当局は今どのようにこの実態をとらえて考えてみえるのか、質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（河村 義幸君）

待機者のうち重度の方につきましては、ショートステイ等を利用して、何らかの施設で利用されている方と、また病院等に入所をされている方もみえますので、重度の方は何らかのそういう施設サービスを受けているものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

待機者がふえるもとは、高齢化とともに高齢者の貧困化という問題が今、指摘をされているわけであります。現在、国民年金の平均受給額が月約4万9千円、さらに厚生労働省の年金制度基礎調査によると、年金受給者の48%が年金額が100万円以下の低年金者であります。こうした低年金者の人が要介護状態になったときに最後まで入居できる施設は特養ホームしかないわけであります。ところが政府は、介護給付抑制のために特養ホームの増設は見送られて、月に15万円から20万円もの負担が必要な有料老人ホームやサービスつきの高齢者住宅など、低所得者では利用できない施設の整備ばかりが今、応援されて進められてきているわけであります。これで要介護度3以上に限定したら、行き場のない介護難民をふやすだけであります。

そこで、最後に市長にお伺いしたいわけでありますが、保険料を払っているのにサービスを受けられないのはおかしい、こういった声が今あちこちで聞かれます。保険あって介護なし、公的保険制度なのに要支援1、2を給付から外す、制度内容がどんどん変わっていく、こんな不安定な介護保険制度では個人の尊厳は守られない、こういう声も聞かれます。ぜひ、こういった実態を市長会などを通じて国のほうに声を上げていただきたいと思うわけであります。

清須市は、総合計画の中で健康で思いやりあふれるまちづくりの中で、高齢者の福祉の充実を掲げて、介護を必要とする高齢者には安心して日常生活が営めるよう、良質で安心できる介護サービスを提供します、こういう言われているわけであります。市長は、医療、介護、この総合法に基づいて、介護保険が今、大きく変わろうとしている中で、市の高齢者福祉計画・第6期介護

保険事業計画に当たるわけですが、どのように取り組もうとしてみえるのか、市長の見解を最後にお伺いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤市長。

市長（加藤 静治君）

今、いろいろな課題を挙げていただきました。しかし、介護制度の中で特養とか要支援、そういった介護が行われておるわけですが、今、言われたように、今度、国でいろいろ介護制度が改正されます。これは御案内のとおり、今、言われていましたように、ますますの高齢化、あるいはひとり暮らし、高齢者暮らしがふえてくる中で、こういった介護に係る人もふえてくると。そういうことで、介護制度の中で、これから需要があることが今の介護制度の中でやっていけるかというのが今、問われておるところで、市といたしましては、介護制度がどのように変わろうと、今ある介護1から5、要1、2、それを受けてみえる方が受けなくなるような、そんなことは絶対あってはならないということですし、また新たにそういう人が生まれてきますけど、これはやむを得んですけど、こういった方々にサービスが提供できないと、こういうことにはならないようにしていかなあかんと。

それには、今までの制度の中で、もっと本当に特養なら特養で介護をしなければいけない人が、もう少し地域サービスで皆がお互いさまということで協力し合ってやっていけるサービスがあるんじゃないかというのが今回の改正の主な要素だと思っておりますが、この部分についても、それはボランティアでなけな、やはり今までどおり民間で頼むとか、専門的にやっていただけるようにしていかなあかん。ただ、今、問題なのは、その全体が変わる中で、財源的にどうなるかという話があるわけです。

国のほうでいろいろ言われておるように、ある一定のところからは少し外すよという議論もあります。しかしそういうことになったとするならば、これは市が何らかしなあかんということで、これは介護保険制度の介護保険料の中に加算されるのか、あるいは市がそこへ何らかの形で支援していくのか、そういった問題があると思うんです。そういうことをどういうふうにし組みをつくっていくかということで、今、いろんなアンケートをとって、サービスが必要な人がどのくらい推移できるかということをつかんでおるわけで、そういうことが出てきたら、今、言ったいろんな問題を考えて、持続的に市の介護制度ができるように今、検討しておるところでござ

ございますので、よろしくお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 20番議員（浅井 泰三君）登壇 >

20番議員（浅井 泰三君）

最後となりました。20番の浅井泰三です。

通告に基づき、議長のお許しのもと一般質問をさせていただきます。

私からは、提案制度について。

このことについては、以前、同僚議員より、平成24年3月、そして25年3月にもこの問題について質問があったところがございます。私の方からは若干違った角度からお伺いしたいと思います。

今さらこのことを取り上げましたのは、提案制度が一つの起爆剤となり、私ども議員も含めた中で行政側に行政手法の風穴をあけていただきたいと思うわけがございます。

この制度は今や民間会社ではごく当たり前のことで、会社生活の中では当然のごとく、ごく自然に受け入れられる時間内、時間外を問わず、それが会社の業績はおろか社員全員のやる気のモチベーションになっていることは御存じのとおりでございます。

職員一人ひとりが、住民全体の行政サービスを果たすことなら、そこには誰よりもその職場に精通しているはずの職員が、「最小の経費で最大の効果を上げる」そのアイデアを所属部署が異動になっても、なればなるほどに他の部署からも、見目で傍目八目も発揮いただき、お互いの、そして全体の切磋琢磨が緊張感を育み、大きな失策も避け得ることができるのではないかと思います。

市民感覚を大切に、市民目線を重要視するなら、ワークショップを始めとして市民からいろいろ意見を取り入れていることではございますけれども、内からも始め、せつかくの人事評価制度の一環として提案制度が成り立っているということではございましたら、この提案制度について全般にわたってお伺いしてまいりたいと思います。

少し質問の内容が全般にわたってわかりにくいところがあるかと思っておりますけれども、とにかく提案制度について一問一答でお願いしたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

葛谷企画部長。

企画部長（葛谷 賢二君）

企画部長の葛谷でございます。

提案制度の実施について御答弁させていただきます。

職員提案制度は平成17年度に制度を創設し、創設当初の平成17年度には8件の提案がございました。その後、提案がない状況が続いておりました。こうした状況を鑑み、職員の意見を積極的に取り入れるようにすることで、職員の職務に関する研究心、勤務に対する意欲を高めることを目的に、平成25年度に制度を改めました。

具体的には、提案に関する業務を特化するのではなく、施策に関する事項から日常の事務処理のあり方に関することまで、幅広い事項を提案の対象とする「業務改善等の提案」制度としたところでございます。この結果、平成25年度の実績は、38件の提案がございました。

なお、これらの提案の審査結果につきましては、それに応じて人事秘書課において評価の参考にすることとなっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今、24年、25年とわたって私も前段で他の議員から質問があったということで、25年の議事録を見させていただくと多くの提案を受けてきたということで、38件これまでであったということですが、この内容について後ほど時間があつたらお聞きしますが、この38件は件数としてどのように判断をされているのか、分析をされておりますか。いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

企画政策課長の河口です。よろしく申し上げます。

提案件数が先ほどの答弁にありましたように0件であったところに、提案事項の対象を広げるなどの制度改正を行った結果といたしまして昨年度実績が38件となったことに対しましては、

職員の意識の向上が少なからずできたものだと判断しております。しかしながら、この38件の提案件数自体には、この38という数字自体には決して満足しているわけではありません。今後もどのようにしたら提案件数がふえていき、職員の意識向上がなされていくのかということについては、今後まだ研究していく余地があるというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

じゃあ、その38件の内容というのは、ちょっと後から言うことと矛盾するかもしれませんが、それは採用された部分と不採用の部分とあると思うんですよね。また、その38件というのは、どういった部署から出されたものが多かったですか。事細かくでなく、ざっくりで結構です。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

38件の内訳としましては、部局別といたしまして、企画部が8件、総務部が12件、市民環境部が6件、健康福祉部が4件、建設部が6件、教育部が2件というふうになっております。

以上です。

20番議員（浅井 泰三君）

採用された分も。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

採用の中につきましては、そのうち。

20番議員（浅井 泰三君）

じゃあ、調べておいていただいて、よろしいですか、議長。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）



1つは、人事評価制度に取り入れたと、先ほど参考にするとありましたよね。じゃあ、実際、この人事評価制度の中に今回採用された、不採用も含めて、私はどんなふうな判断をして人事評価に取り入れていったかということがちょっと気になるわけなんですけども。というのは、やっぱりそれだけ努力をされた方には報いなきゃいけないと思うんですよね。そういう意味ではどのように人事評価に効果査定が行われたか、ちょっとお答えいただけますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤人事秘書課長。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

人事秘書課長、加藤でございます。

職員の提案制度がどのように人事評価に反映されたかということでございます。

まず、人事評価制度の中で提案があった方の部分は、加点の措置を行っております。そして、人事評価結果について勤勉手当で反映のほうをさせていただいております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

で、河口さん出た数字は。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

企画政策課長、河口です。

先ほどの38件の提案の中で、企画政策課のほうでの区分けといたしまして、現実性が高い提案とされたものが8件、既に実施済みの提案というのが4件、12件というふうのうちで集計のほうはさせていただいております。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、残りは不採用ということ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

区分けとしまして、一応、3区分に分けさせていただきまして、残りがその他ということで、特に判断としてはいたしておりません。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

そうですか。じゃあ、判断をしなかったという部分というのは、効果的にはどうなんですか。要は、人事評価に反映されたかどうか。この12件についてだけ人事評価の対象となったのかどうかということです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤人事秘書課長。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

提案制度の区分けは、企画政策課のほうで行いまして、その結果は私どものほうでいただきまして、これをどのように反映させるかという部分でございますが、基本的には、どんな提案をしても全員加点をするということで実施をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

その部分が物すごく大事な部分だと思うんだね。というのは、提案についていいものもあるが、失礼な話、悪いものもあれば、取るに足らんといういろんな区分がされると思うんですよね。この提案の件ですけども、あくまでも釈迦に説法になりますけども、職員の研究心、職務意識の高揚、それが事務の効率化や市民サービスの向上につながって、それが職員の行政運営の参画及び行政運営の意識の向上につながり、また日常業務のルーチンをそつなくということはよくないかもしれませんが、イレギュラーのないように緊張意識を高めるためにも、僕は提案制度というものは24年度に質問が出たころから非常に気にしていた部分なんですよね。

その38件について、26年度、今度どうなるかわかりませんが、多いか少ないかといえ  
ば、私は、400人おる職員の中で、市長から副市長を始め幹部が出さないということじゃなく  
て、幹部職員も含めたら1人1件ぐらひは僕は出していただきたいな。ということは、最低  
400件、年間。

よその例を言って本当に恐縮なんですけど、25年の質問のときにもあったと思うんですけど、  
柴田部長か鷺見さんが答えておると思うんだけど、豊田市はやっぱり6千件から8千件ね。もち  
ろん人口だって40万何がしでね、職員の数も6、7倍はみえると思うんで、それでもやっぱり  
1人2件は出しておるといふ勘定なんだよね。そこまではすぐにはできないし、今、例えば部長さ  
んに、明日、提案書いてこいといっても、日ごろからやったことないのに難しいと思うんですよ。  
偉そうに言うわけやないけども、そういうことをやったことない人が、ある日突然にやろうと言  
ってもやれないと思うんですよね。だけど、やろうという気持ちがなければ、これはもう全く話  
にならないですよ。

どこの会社でも、民間会社を含めてね、トヨタだってそうやね。最初はゼロなんですよ、やっ  
ぱり出発は。それがだんだんだんだんと点数がふえていったわけですよ。ですから、今の点数  
に関して今後ふえていく方策を何か考えてみえるかどうか、お三方どちらでも結構ですけど、お  
答えてください。どうしたらふやしていけるんだと。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

葛谷企画部長。

企画部長（葛谷 賢二君）

提案件数の増加ということに関しましては、もちろん研究していく余地が随分あるというふう  
に考えております。

議員おっしゃられるように、少なくとも1人1件出せれば、今の人数でいけば450件近くは  
提出されるということになるわけですが、議員もおっしゃられたように、何分、この提案  
を出すのに、結構、民間企業も訓練されているというようなことを聞いたことがございまして、  
我々、今のところそうした訓練もなしに、こういったところをこんなちょこっとしたことでも改  
善できるというようなことで結構なので、出してほしいという形で今やってございまして、しか  
もですね、月間を設けまして、6、7月をナイス運動と今、言っておるんですけども、そんな月  
間つくって、ちょっとした気づきをそういった提案に変えていこうということによってございま

す。そういったことも含めましてですね、これから提案の仕方の研修等も含めて研究をしながら提案件数をふやして、これからの意識改革、そういった向上に努めていけたらなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

まことに僭越で、今、部長がおっしゃったようにね、どんなさ細なことも、先ほど河口さんのほうから、あとはその他だという話ですわね。多分、その他というのは、企画の判断の中で、どうでもいいやというような、多分そうだと思うんですよね。それに対してどのような対応をされたかということなんですね。ここが肝心なんですよ。

本当に僭越な言い方で申しわけないけどもね、私、民間企業で十分これまで提案制度というものにかかわってきた中で、おまえ、こんなとろいこと書いて何だというような態度と、よく出してくれたなど、どうなんですか。どちらの残りの、38引く12、26件、どういうふうに対処されたんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

提案をいただいた38件のうち、先ほど3区分に分けさせていただいてということで答弁のほうをさせていただきましたけれども、その3区分に分けたからといいまして、先ほど言いましたように、その中で一番いいという表現になろうかと思えますけれども、現実性の高い提案というものと、先ほど議員おっしゃられたように、その他という言葉がいいのかわからないですけど、その他の提案ということには特に色をつけることなく人事秘書課のほうにも報告しておりますし、人事評価のほうにも反映されておるといことですので、特に色はつけておりません。

議長（伊藤 嘉起君）

葛谷企画部長、答弁。

企画部長（葛谷 賢二君）

もう少しつけ加えさせていただきますけれども、全ての提案に関して、全て所管する部局等に審査をしていただくと。それは公平に審査をしていただくという形をとってまして、見ただけで、

言葉は悪いんですけども、どうでもいいような提案とかということではなくて、全部平等に取り扱ってこういう提案が出ておるんだけれども、これはどういうふうに考えられるのかということころをきちんと結果を残しておるつもりでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

出した本人にはどのような報告をされています。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

本人につきましては、先ほどの3項目について、こういった結果でしたということの報告をさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

それが全庁的にその38件について、幹部の皆さんも含めてどのように、後、企画のほうで皆さんにこののち、どうやったら出していけるかとか、また各部・課でどのようにしたらふやしていけるかとか、また、それを生かしてなぜ提案が必要なのかということも含めて、どのようにその増やしていきたい、何とか来年度はもっともっと点数をふやしていきたい、そう思っているんですしたら、どのように皆さんに対処されました。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部長（葛谷 賢二君）

企画部長、葛谷でございます。

今、現時点では、これからふやしていこうということですので、そういったことをきちんと部長会を通して積極的に提案していただけるように努めていきたいなというように考えているところでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

これからということで、僕は、次にこれは提案しておきたいと思うんですけども、ボトムアップばかりだけではなくて、下からのいろんな提案だけではなくて、ぜひ幹部の方からも、こういうものはどうだとか、こうしたらどうだというものをぜひお願いしたいと思うんですよね。

先ほどちらっと葛谷部長のほうからは、どうしても事務的なことだから、提案というものが出しにくいということが言葉じりをとらえたのか、葛谷部長の中に事務はどうしても提案というものが出しにくいという先入観がおりになるんじゃないかなと思うんですよね。

一般の民間会社はいろいろ現業や何かも含めて非常に提案が出しやすいんじゃないかと。しかし、そうじゃないですよ。事務も現業も含めて、例えば現業なら掃除の方1つとっても、メンテ1つやっている皆さんにしても、階段がすべるが、ここをちょっと直したいなとか、柱の電気がいつまで消えてるかと、そういうものをどうやったら常に電気が灯いておる状態が保てるのかとか、これはちょっとあれなんですけど、黙っておったら1週間でも2週間でもね、中には1か月でも切れたままの街灯があるんですよ。これを住民の方々から気がつけばね、土木のほうや何かへ、川松さんみえるけども、土木のほうへ連絡行くんですよ。すぐ対応はしていただける。しかし、土木のほうで言われる前にどうやったらいいかとかいう、そういうことを1つとってもね、それは現業に近い形かもしれないけども、事務の効率化の中で、わざわざ一般市民から指摘を受けなくても、我々から指摘を受けなくてもできる方策とかいろんなことができますし、この間、僕の隣の議員のほうから、空き家のことでも緊急雇用の中で例えばそういった調査の人を、皆さんが忙しけりゃ調査の人をちょっと雇うとか、今、緊急雇用も非常に足かせ手かせがね、前みたいに自由に何でもかんでも仕事を生めなくなったみたいな話もちょっとあるみたいですけども、これはどうだね。どうなんですか。そういうことも含めて、ぜひ河口さんのほうからも提案してやってください。どうですか、そういう緊急雇用に対してもそうやって、今、人は集まりにくいんですけども、しかし、ちょっとのど元過ぎると、せつかくの制度を生かし切れないところがありますよね。いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（河口 直彦君）

企画政策課長の河口です。

議員も御理解していただけていると思いますけれども、緊急雇用につきましては、できた当初に比べまして、かなり足かせがついております。例えて言いますと、企業支援ですとか人材育成とか、そういった項目が付されておって、それ以外はだめですよというような状況になっております。

しかしながら、議員もおっしゃるとおり、緊急雇用創出事業の活用については、財政的にもかなりメリットのある事業だというふうに我々も理解しておりますので、その事業に該当するようなものがあれば積極的に活用していきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ですからね、提案をしようと思えば、じゃあ、河口さんのほうから部下の方に、おまえ、こういう提案出せよということを教えてあげればいいと思うんですよね。多分、僕は、部下の方々というのは今の38件に見るように、こんなこと言ったらおれは市長にしかられるんじゃないか、課長にしかられるとかね、次長に怒られる、部長に怒られる、強いては副市長がとんでくるんじゃないかとか、そこまでは言いませんけども、そういう分業姿勢に入っていると思うんですよね。それはもちろんなれてないということも含めて、だけど1年たって、1年目の38件が多いか少ないかと言われれば、それはやっぱり少ないんですよ、一人ひとりでいけば400人おるんだもん。そこに報償なり、飴で釣るのはいい悪いは別にして、人事評価制度にもつながるとなれば、僕は100件でも200件でも書きたいよ、もちろんそういうところにつながるなら。

会社によってはそういう制度があっても賞状1枚のどこもあれば、文鎮1個のどこもあれば、だけでも10万円、100万円出るところもありますよ、いいところは。100万円なんかもらったらえらいことだよ。奥さんにないしょにせないかん。そういう会社はあるわけですよ、実際に。そこまではいなくても、人事評価につながるならば、その人事評価も、今はたしか一時金の部分だけなんではしょうか、人事評価制度。それどうなんですか、まずちょっとお答えください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤人事秘書課長。

人事秘書課長（加藤 秀樹君）

現在、人事評価制度は実施しております。それで、処遇面に反映させていただいておるのは、勤勉手当のみでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

でしょう。するとね、その部分だけというのは、やっぱり0からそこまでできたという制度は、僕はそれなりに非常に進歩したと、そういうふうには思っているんですよね。ただ、人間をそういうふうには数字で評価するのはいろいろ論議もあるところだと思うんですけども、しかし、モチベーションを高めるといってあげれば、そういう餽の部分があっても我々の社会というのはしょうがないかなと思うんですよね。であれば、一時金だけでなく昇給の部分でももっと原資をふやして、やる人にはボンとつけてあげる。

ただ、皆さんのいろんな視点の中で、やらない人を削るというわけにはなかなか難しいとは思いますが、しかし、昇給原資をどこかへプールして、皆さんから、例えば昇給原資の中の100円なり200円、それだけ集まれば、それなりのある程度の査定の中で昇給原資というものができておると思うんですけども、今後どうですか、そういった昇給についても一度考えていただけるということで御返事いただけませんか。どうですか。いいか悪いか考えてみれば、結果はともかく考えていきたいということかどうかということをお教えください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

葛谷企画部長。

企画部長（葛谷 賢二君）

企画部長の葛谷でございます。

当初、人事評価制度の設計の段階では、一時金、当然、勤勉手当、それから昇給ということも含めて検討してきた経緯がございます。ただ、今のところ勤勉手当に限って人事評価に反映しておるという現状でございます。今後、昇給については、さらに他の自治体と比較しながら研究してまいりたいと、こんなことを考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。



20番議員（浅井 泰三君）

わかりました。

せっかくそういうふうでもしもなれば、ほかの職員の動機づけというか、僕はそんなことよりもルーチンがきちっとできる、このことが大切ということは、こうしたいろんな提案制度というものが日ごろからあるということが、それぞれの皆さんの問題意識の中で、仕事に対する緊張感を生み、したがって、常に問題意識があるかどうかということが、ボトムアップもあればトップダウンも含めた中で、お互いが切磋琢磨していくと。そこには緊張感を生んで、お互いのいろんな業務改善につながり、業務遂行について皆さんのチームワークの中で、また先ほど申し上げた傍目八目じゃないけども、自分の部署だけでなく隣、また今なら支所の部分も含めて、横断的に物を考えて提案の出しやすい空気になれば、それぞれがお互い牽制をし合いながら、牽制し合うというのは余りよくないかもしれんですけども、お互いが切磋琢磨することによって、私は大きなイレギュラーもなければ、それはプラスの部分でいけば市民サービスの向上につながり、市民から見たときに市民感覚や市民目線からいけば、ああ、よくやっとなるねということにつながってくると思うんですけども、いかがですか。

そういうことで横断的にとらえていくという、もっと全庁的にこの提案制度を生かしていくということを再度いかがですかね、部長さん。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部長（葛谷 賢二君）

企画部長、葛谷でございます。

議員御指摘のとおりですね、我々もこの提案制度、25年度で制度改正したときに、あらゆる提案ということで他の部局の業務にこういった気づきがある人、そういったことも含めて提案をいただけるような形をとったつもりでございます。

ただ、件数的には、先ほどの38件というのが実績でございますので、何を言っても件数で言われれば、その件数でしかなかったということでございますけれども、提案の仕方から改善の出し方ということでは、どんな業務に関してもオーケーということを出していただいております。現状ではございます。

それにおいて各職員がそういった業務改善の目線、市民目線等を感じながら提案をしていただければなというふうには思っております。制度改革したところではございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

僕は上司である柴田部長にぜひこれを一回確認しておきたい。

というのはね、24年に同じ直属の上司ということでお聞きしたいんですよ。葛谷さんの上司ということで。

柴田部長が当時24年にどういう形でやってくれるかということをお聞きしたいと、そういうふうにお答えしとるわけやわね。ずっとそれから今日は26年9月だわ。どうですか、2年たって。柴田部長は今ずっとやりとりを聞いておってね、部長として、よっしゃ、一丁やってやろうとか、また、浅井さん要らんこと言うなと思っておるのか、そんなことは思っておっても言えんとは思いますが、決意表明してくださいよ。

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、当時の上司の柴田総務部長。

総務部長（柴田 定男君）

総務部長の柴田でございます。直属の上司ではございませんが、当時、この話の中で一緒にやっておりましたので、その立場から御答弁させていただきます。

先ほど答弁の中にもありましたように、それ以前、平成17年から始まったときが余りにも件数が少ないと。やはり制約が多過ぎるんじゃないのかということで、先ほど議員も言われましたように、どんな小さなことでもいいと。どんなことでも改善できることがあったら挙げてほしいという、そういった考えからこの提案制度は始まったものでございます。

25年になって、先ほどから出ております件数38件が多いか少ないかは別で、もっともっと本当はたくさん出る可能性も、本当に細かなことまでやれば出る可能性はあるかと思えます。ただ、やはり職員の中にまだ遠慮というか、他の課とか、そういったことに対する遠慮とか、それからこんなばかなことを出していいんだろうかといった、そんなようなまだ意識があるのかなと思っております。

我々も当時やって、今は部がちょっとかわりましたので、なかなかこうしたいとは言えないんですけど、ただ、提案する側としましては、やはりどんなことでもできるようなふうに、部下のほうにもそういった形で指導していきたいと、そのように今でも思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

もう1つ、このことが大変なことなんだね。提案制度がプレッシャーになって悩みになってはいけない。これがある日から習慣づいて、書けるわというような、いわば日常の1つのルーチンに入っていくぐらいのね、多分、他市では、今は日本全国の自治体の中で、僕は統計とってないけども、わからなかった。だけど、かなりの部分でいろいろ提案制度をやっておるんですよ。ちょこっとだけ、もうすぐやめようと思ったんだけど、少し時間があるもので、他の部長さんということで、鷺見部長、どうですか。あなたも総務にずっといた関係上ね、どうですか。やれそうな感じですか。どうですか。いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

鷺見市民環境部長。

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の鷺見です。

提案制度に書く提案と、恐らく提案制度に書かずにそのまま自分の課内、あるいは部内で新たな試みをやっているもの等かなりあると思います。書かないという現状、すぐ事務に移していく。そういうのを恐らく書くことになれることによって、それがそのうち掘り起こされるだろうと。実数38で、提案は確かに38だったろうと思いますけども、日々行っていく事務の中で、相当改善していくものがあるだろうと私は思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

鷺見部長は頭の中へ入れながらいろんなことを指示されていると思うんだね。そうじゃない。やっぱり書かんといかんのだわ。そうでしょう。やっぱり稟議書にしても書いて回すからわかるんであって、口頭でやったら途中で用事ができたら伝わらないわけですよ。だから、僕は提案もね、おっしゃるとおりなんですよ。日々指示する中で改善やっとするのは、それはわかってます。だけど、書かないことには伝わらない。ましてや部下が上司にそんな口頭で物しゃべれんですよ。ぜひ書いていただくということを習慣づけていただきたい。

時間がないので、副市長、今回、全然答弁されておらんでね、ぜひ、副市長にお伺いするんですけど、各課の今、朝礼か何かとかミーティングとかね、いろんな形で各部・課でやっておられると思うんですよね。副市長はそういったところへ今の提案制度も含めてね、もっと言えば、責任者は副市長になるぐらいの提案制度の表彰や何かも、もっと言えば、発表会をやるぐらいの、立派な提案があったら発表会をやるんですよ。そこで表彰をやるんですよね。表彰された職員はどんなにうれしいかね、それが苦になつとる間はいかんですけども、そういうことも含めてね、副市長、ぜひ僕、そういうものの中心となつていただきたいし、また副市長といろんなことを話したがってる、ここにおられる方はみんな副市長とは常日頃話し合つとるであれかもしれないんですけど、昨日、今日入った子から10年選手から400人からおると、副市長もきっちり膝を突き合わせてお話ししたこともないと思うんですよね。そうしたところで、副市長に不平不満を言うわけやないんだけど、そういった階段をおりていくことによって、僕は随分と庁内の雰囲気も変わってこうへんかなと思うんですよね。

多分、僕もそうだけど、職員と口きいたことない人、あれ、この人、職員やったかなという人がみえるくらいで、日頃何かそういったね、もちろん市長もそうかもしれないんですけど、そういったところと何かちょっと階段のところでもいいから、便所の帰りでもええから、話をしていきたいよという方が多分みえると思うんだわね。

実際、口をきいたこともない。そんな雲の上の人とは口もきけれんという人がやっぱりみえるんですよ。そういうことで非常に忙しいのは重々わかっておるんですけども、そして今の提案制度も含めて、この際、いろんなことがあった中で、何とか副市長の決意もちょっとおっしゃっていただいてね、ファジーでも結構です。何かお話を聞きたいなと思います。いかがですか。これを最後に。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

永田副市長。

副市長（永田 純夫君）

副市長の永田でございます。

まず、提案制度の今後のあり方につきましては、今、議員と職員との議論の中で、要は、出せる雰囲気をつくっていくということと、先ほど企画部長が答弁の中で言いましたけども、出すトレーニングがあるのではないかというふうな答弁をしましたので、それは一度そういうものがあ

れば、そういうものを作ってふやしていくというような努力を重ねていきたいと思っております。

もう1つ、職員とのコミュニケーションでございますけども、どうしても正直申し上げまして、部課長以外の職員と話をすることにはめったにない現状であります。これは市長も同じでございますけども、例えば、市長からは、決裁や相談に来るときは、主に部課長で来るんですけども、予定価格をとりにくるときは、それ以下の職員も連れてこいと。主幹や課長補佐も連れてこいと。でないと、市長もなかなか課長以下の職員と直接話をする、また顔を見るという機会が少ないものですから、そのようなこともやっております。

今、議員が申されましたように、確かに若手の職員と会話をするということはありませんので、何かそういうこともちょっと考えてみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

2日間にわたる一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は9月8日午前9時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会といたします。

早朝より御苦労さまでございました。

（ 時に午後 2時26分 散会 ）